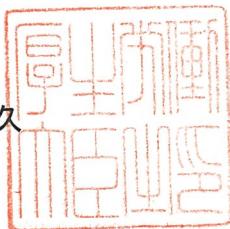


大

厚生労働省発社援 0930 第 135 号  
平成 28 年 9 月 30 日

独立行政法人福祉医療機構 理事長 殿

厚 生 労 働 大 臣  
塩 崎 恭 久



平成 27 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 4 項の規定に基づき、  
貴法人の平成 27 事業年度における業務の実績に関する評価結果について、別添のと  
おり通知する。

## 評価書様式

### 様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人福祉医療機構				
評価対象事業年度	年度評価	平成 27 年度（第 3 期）			
	中期目標期間	平成 25～29 年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	厚生労働大臣				
法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 石垣 健彦 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 朝川 知昭 企画課長 医政局総務課 中村 博治 総務課長 大臣官房参事官（資金運用担当） 宮崎 敏文 大臣官房参事官 労働基準局労災保険業務課 荻原 俊輔 労災保険業務課長		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 玉川 淳 政策評価官		
3. 評価の実施に関する事項					
平成 28 年 8 月 3 日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。					
4. その他評価に関する重要事項					
該当なし					

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		25年度	26年度	27年度	28年度
		A	A	B	
評定に至った理由	<p>項目別評定は 16 項目中、A が 2 項目、B が 14 項目であり、うち重要度「高」であるものがそれぞれ 2 項目及び 3 項目ある。また、全体の評定を引き下げる事象もなかつたため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、B とした。</p> <p>なお、昨年度の評価結果と本年度の評価結果については、当省において所管する独立行政法人全般において、相当程度差異が生じている。これは、昨年度についても「独立行政法人の評価に関する指針」に則り適切な評価を行ったところであるが、今年度については、「平成 26 年度における独立行政法人の業務の実績及び平成 26 年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」(平成 27 年 11 月 17 日付独立行政法人評価制度委員会) における、A 評定を付す場合の根拠、理由等のより一層の明確化等の指摘を踏まえ、評価を実施したものであり、(独) 福祉医療機構の事業実施内容については、昨年度と同水準であると認められる。</p>				
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	<p>待機児童解消加速化プランに基づく保育の場の整備や地域包括ケアシステムの実現が求められる中、必要な施設整備の資金等の融資を実施するにあたって、貸付審査期間の短縮や資金交付の迅速化など利用者サービスを向上するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理により、リスク管理債権比率を平成 26 年度に引き続き低い水準で維持させるなど、多くの項目で計画を達成する実績をあげている。</p> <p>特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<p>特に全体の評価に重大な影響を与える事象はなかった。</p>				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし				
その他改善事項	該当なし				
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし				
4. その他事項					
監事等からの意見	<p><b>【監事からの意見】</b>            業務執行が全体的に総じて適正に行われている。また、中期目標の達成や効果的な業務運営の実現に向けた PDCA がしっかりと回っており、その結果、政策実施機関として求められる役割をしっかりと果たして、相応の成果を上げていると評価している。</p>				
その他特記事項					

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>							
福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	S	A○	A○			1－1	
福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	S	A○	B○			1－2	
福祉医療貸付事業（債権管理）	S	A	B○			1－3	
福祉医療経営指導事業	A	A○	B○			1－4	
社会福祉振興助成事業	A	B	B			1－5	
退職手当共済事業	S	A○	A○			1－6	
心身障害者扶養保険事業	A	B	B			1－7	
福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	A	A	B			1－8	
年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	A	A	B			1－9	指標設定困難
承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	A	B	B			1－10	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>							
業務・システムの効率化と情報化の推進	A	B	B			2－1	指標設定困難
経費の節減	A	A	B			2－2	
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>							
運営費交付金以外の収入の確保	A	B	B			3－1	指標設定困難
自己資金調達による貸付原資の確保							
不要財産の国庫納付							
<b>IV. その他の事項</b>							
効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	S	B	B			4－1	指標設定困難
業務管理（リスク管理）の充実	S	B	B			4－2	
人事に関する事項	A	B	B			4－3	

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1－1	福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）					
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日）においても、待機児童解消加速化プランに基づく保育の場の整備や地域包括ケアシステムの充実・強化が挙げられており、社会福祉施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビューシート番号692・702	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
協調融資金融機関数（計画値）	最終年度に 340機関以上	—	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上 (340機関)		予算額（千円）	57,624,268	58,695,810	56,631,833		
協調融資金融機関数（実績値）	—	300機関	19機関 (319機関)	9機関 (328機関)	11機関 (339機関)				決算額（千円）	56,267,306	55,564,450	53,036,595		
達成度	—	—	237.5%	112.5%	137.5%				経常費用（千円）	56,529,828	55,424,956	53,670,378		
貸付審査期間の短縮（計画値）	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内		経常利益（千円）	△1,091,873	△2,224,052	△724,007		
貸付審査期間の短縮（実績値）	—	27.5日	28.2日	28.1日	26.1日				行政サービス実施コスト（千円）	8,340,682	4,266,491	7,552,262		
達成度	—	—	106.4%	106.8%	114.9%				従事人員数	188.46人	190.30人	187.44人		
資金交付の迅速化（計画値）	15営業日以内	—	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内	15営業日 以内							
資金交付の迅速化（実績値）	—	7.7営業日	7.5営業日	7.4営業日	7.5営業日									
達成度	—	—	200.0%	202.7%	200.0%									

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>第4 業務の質の向上に関する事項</b> 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。  <b>1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)</b> 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するために、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。  (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の	<b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> 通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。  <b>1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)</b> 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するために、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。  (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の	<b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> ① 併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大する。  ② 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が26.1日となり、中期計画を達成した。  ③ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間が7.5営業日となり、中期計画を達成した。	<主な定量的指標> <主要な業務実績> ① 協調融資制度の覚書締結金融機関数については、平成26年度末328機関のところ、平成27年度末においては339機関まで拡大し、制度利用者が円滑に民間資金を活用できるよう整備を推進した。  ② 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が26.1日となり、中期計画を達成した。  ③ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間が7.5営業日となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の推進する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資（167件）、待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資（478件）を実施、また、社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げによる優遇融資（16件）を実施した結果、平成27年度における審査実績は939件190,842百万円、貸付契約額は225,997百万円、資金交付額は269,284百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創生に貢献することができた。</li> <li>○ 東日本大震災において被災した社会福祉施設等の開設者に対しては、引き続き、機構ホームページにおいて、災害復旧貸付・復興貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査（23件2,348百万円）、貸付契約（27件3,458百万円）及び資金交付（43件6,806百万円）にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧・復興を支援するとともに、被災した社会福祉施設等の開設者や地方自治体等との意見交換（4回）や個別融資相談（5か所5件）及び訪問相談（3件）を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施した。</li> <li>○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協         </li> </ul>	評定 A <評定に至った理由> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の福祉政策に即した施設整備を支援する観点から新たに、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための特別養護老人ホーム等の施設整備について、融資率の引上げ（一律90%）等の優遇措置を実施（実績：167件109,429百万円）</li> <li>・小規模保育事業について、補助金が交付されない施設整備であっても、融資が行えるよう融資制度を拡充（実績：16件406百万円）（※）</li> </ul> </li> <li>（※）拡充部分を含めた本メニューの貸付実績は478件39,208百万円</li> <li>・幼保連携型認定こども園の整備に対する融資制度を創設（実績：57件7,329百万円）</li> <li>・都市部における社会福祉施設等の施設整備について、融資条件の優遇措置の対象となる施設を拡充（実績：242件30,727百万円）</li> </ul> とともに、国が地域包括ケアシステムの実現に向け介護と医療の連携を推進する中で、福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等について融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備する等国の福祉政策の動向を踏まえた対応を行った。	

<p>基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。</p>	<p>資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国や要請等に基づき、政策融資基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等の開設者に対して、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施しているか。</p>	<p>方針に基づき事業を実施する。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基づき、政策融資基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等の開設者に対して、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施しているか。</p>	<p>的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国や要請等に基づき、政策融資基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等の開設者に対して、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施しているか。</p>	<p>のうえ策定した平成27年度融資方針に基づき実施することができた。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための特別養護老人ホーム等の施設整備について、融資率の引上げ（一律 90%）等の優遇措置を実施した。（実績：167 件 109,429 百万円）</li> <li>b 小規模保育事業について、補助金が交付されない施設整備であっても、融資が行えるよう融資制度を拡充した。（実績：16 件 406 百万円）</li> <li>c 幼保連携型認定こども園の整備に対する融資制度を創設した。（実績：57 件 7,329 百万円）</li> <li>d 都市部における社会福祉施設等の施設整備について、融資条件の優遇措置の対象となる施設を拡充した。（実績：242 件 30,727 百万円）</li> <li>e 償還期間に応じた貸付金利体系を導入した。</li> </ul> <p>○ 東日本大震災で被災した社会福祉施設等の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧・復興貸付の実施について周知するなど、円滑かつ細やかな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては最優先で実施することにより被災施設等の復旧・復興を支援した。</p> <p>○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、被災した社会福祉施設等の開設者、地方自治体及び関係団体と意見交換（4回）</p>	<p>調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するなど、制度周知を積極的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の福祉政策に即した施設整備に係る資金需要が増大する中、福祉施設の整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行なった。[平成27年度相談実績1,738件：平成26年度1,521件（約14.3%増）]</li> <li>また、福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等について融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備するなど、利用者サービスの向上を図った。</li> <li>これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、97.3%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。</li> <li>○ 民業補完の推進を図る観点から、受託金融機関が開催する研修会（7回）や機構が開催する受託金融機関業務研修会議（2回）において、経営サポートセンターと連携して機構が保有する社会福祉施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供するとともに、全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換を行った。</li> <li>また、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るため、併せ貸しの利用が低調な事業については、借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内したうえ、民間金融機関（メインバンク）の支援体制の状況を確認することを徹底したほか、行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を行うなど、利用の向上に資するための取組みを実施</li> <li>○ 東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、引き続き優遇措置を講じた災害復旧貸付・復興貸付</li> </ul>
---	--	---	--	--	---

				<p>を実施するとともに、地方自治体や関係団体と連携を図り、被災した社会福祉施設等の開設者に対する個別融資相談（5か所5件）及び訪問相談（3件）を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法の適用となった平成27年9月の台風18号による大雨に係る被害を受けた社会福祉施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付利率及び融資率を優遇する融資を実施した。（実績：2件）</li> <li>○ 利用者サービスの向上を図るために、次の取組みを行った。           <ul style="list-style-type: none"> <li>a 機構や福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会（26回198件）を実施するとともに、法人経営の安定及び福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</li> <li>b 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</li> <li>c 借入申込者が自らの経営状況及び事業計画に合わせて、償還期間や金利を選択することができるよう償還期間に応じた柔軟な金利（期間別金利）制度を導入した。</li> <li>d 福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等について融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備し、迅速かつ一元的な対応を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 民業補完の推進を図る観点から、次の取</li> </ul>	<p>した結果、中期計画（目標340機関）に対して平成27年度末時点で覚書締結金融機関数は339機関まで拡大し、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</li> <li>○ 以上のとおり、平成27年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備、待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備、耐震化整備、さらに東日本大震災への対応としての災害復旧・復興支援など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援するなど、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の基盤整備を支援することができた。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>を実施するとともに、地方自治体や関係団体と連携を図り、個別融資相談、訪問相談をし、被災施設等の復興を積極的に支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以上のことから、1,738件におよぶ相談件数や941件におよぶ借入申込件数を小人数で対応する中で、利用者サービスを向上させつつ、福祉の資金ニーズに対し適切かつ迅速に対応し、所期の目標を達成する成果が得られていることに加え、国の福祉政策に即した施設整備を支援する観点から平成27年度に新たな優遇融資メニューの創設・拡充を行い、着実に貸付実績をあげており保育所等の整備に大きく寄与していることから「A」と評価する。</li> </ul>
(3) 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3) 利用者サービスの向上を図るために、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	(3) 提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談を実施し、利用者サービスの向上を図る。  特に個別融資相談においては、円滑な施設運営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言を行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者サービスの向上を図るために、次の取組みを行った。           <ul style="list-style-type: none"> <li>a 機構や福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会（26回198件）を実施するとともに、法人経営の安定及び福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</li> <li>b 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</li> <li>c 借入申込者が自らの経営状況及び事業計画に合わせて、償還期間や金利を選択することができるよう償還期間に応じた柔軟な金利（期間別金利）制度を導入した。</li> <li>d 福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等について融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備し、迅速かつ一元的な対応を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 民業補完の推進を図る観点から、次の取</li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	
(4) 民業補完の推進	(4) 民間金融機関	(4) これまでの融資や経営診断				

<p>進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。</p> <p>なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとすること。</p>	<p>と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。</p> <p>また、併せ貸しの一層の普及を図るため、  ① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行っている。  ② 併せ貸し（協調融資）制度について、併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。</p>	<p>資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p> <p>○ 併せ貸しの利用が進んでいない要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行っているか。</p> <p>○ 併せ貸し（協調融資）制度の充実を図り、制度の適切な運用を行うとともに、制度の対象拡大について中期計画を達成しているか。</p>	<p>を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p> <p>a 受託金融機関が開催する研修会において、機構が保有する社会福祉施設に関するデータ等を提供した。（実績：7機関）  b 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり方等について意見交換を行った。（実績：3回）  c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向や経営動向等について情報を提供した。（実績：2回）</p> <p>○ 児童福祉事業及び障害者福祉事業については、事業規模が比較的小さいこと、また、補助金や交付金等の補助割合が高いことなどにより、併せ貸しの利用が低調であることから、更なる利用促進を図るため、次の取組みを行った。</p> <p>a 借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）の支援体制の状況を確認することを徹底した。  b 行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度について説明するとともに、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及に向けて意見交換を行った。（実績：39団体）  c 機構が開催する行政機関担当者向け説明会や受託金融機関業務研修会議において、機構の融資制度及び協調融資制度の説明を行うなど、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るための周知・広報活動等を行った。  d 全国地方銀行協会に対して、協調融資制度について説明するとともに、併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及などについて意見交換を行った。  e 協調融資制度の利便性の向上を図るため、協調融資制度の利用にあたって、協</p>
--	---	--	--

(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日以内を維持する。	(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。	<p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいものの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国民のニーズと併れている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>調融資金金融機関から機構に提出していた連絡様式を廃止し、事務手続きを簡略化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協調融資機関数については、上記①のとおり、中期計画（目標340機関）に対して339機関まで拡大した。</li> <li>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>	

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
1—2	福祉医療貸付事業（医療貸付事業）											
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第2号及び第3号						
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 超高齢化社会に直面する中、いかに医療介護サービスを持続的かつ効率的に提供していくことが課題。「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日）においても、地域医療サービスの効率化・高度化や地域医療構想の達成が挙げられており、医療施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。				関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー番号 692・702						
2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
貸付審査期間の短縮（計画値）	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	予算額（千円）				
貸付審査期間の短縮（実績値）	—	19.5日	19.4日	19.3日	19.3日			決算額（千円）				
達成度	—	—	154.6%	155.4%	155.4%			経常費用（千円）				
資金交付の迅速化（計画値）	15営業日以内	—	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	15営業日以内	経常利益（千円）				
資金交付の迅速化（実績値）	—	8.9営業日	9.1営業日	8.7営業日	8.9営業日			行政サービス実施コスト（千円）				
達成度	—	—	164.8%	172.4%	168.5%			従事人員数				

（注）現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)  医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)  医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)  医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標>  ① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が 19.3 日となり、中期計画を達成した。  ② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間が 8.9 営業日となり、中期計画を達成した。  <その他の指標> なし  <評価の視点>	<主要な業務実績>  ① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が 19.3 日となり、中期計画を達成した。  ② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間が 8.9 営業日となり、中期計画を達成した。  <評定と根拠>  評定 : A  ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して病院の耐震化整備事業に対する融資率の引き上げによる優遇融資を実施(28 件)、また、医療機能分化の観点から、特定病院(規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院)に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資(33 件)及び中小規模病院に対する融資率の引上げを適用する優遇融資(14 件)を実施した結果、平成 27 年度における審査実績は 103 件 108,814 百万円、貸付契約額は 110,650 百万円、資金交付額は 139,070 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進することができた。  さらに、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、都道府県が策定する「地域医療構想」に基づき病床転換等の取組みを行う医療機関に対し、一定期間、元金を据え置くことができる融資制度「地域医療構想支援資金」を平成 28 年度から新たに創設することとするなど、国の医療政策を踏まえた融資内容の充実を図っていることが認められる。  ○ 東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、引き続き、福祉医療機構ホームページにおいて災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。また、被災した医療関係施設等の開設者に対しては、引き続き、機構ホームページにおいて、災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査(11 件 3,468 百万円)、貸付契約(4 件 293 百万円)及び資金交付(17 件 7,848 百万円)にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧・復興を支援するとともに、被災した医療関係施設等の開設者や地方自治体との意見交換(10 回)や個別融資相談会(3 か所 7 件)及び訪問相談(7 件)を実施するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施していることが認められる。  ○ 施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会、福祉医療機構主催の経営セミナーにおける個別融資相談、訪問相談を実施するとともに、地方公共団体や関係団体へ出向き融資制度を P R しており、利用者サービスの向上を図る観点から、融資相談等の充実に努めていることが認められる。また、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先	<評定> 評定 : B  <評定に至った理由>  ○ 当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療政策に即して病院の耐震化整備等について優遇措置を講じるとともに、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援していることが認められる。	
(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。	(1) 医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。  また、病院への融資については、ガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。				

<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施する。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備や、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時ににおける資金需要に迅速かつ機動的に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備について、優遇金利を適用した。(実績: 18 件 19,937 百万円)</li> <li>b 特定病院(規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院)については、融資限度額に特例を適用した。(実績: 33 件 86,302 百万円)</li> <li>c 中小規模病院(200 床未満の病院)の施設整備に対する融資については、通常より高い融資率(70%→90%)を適用した。(実績: 14 件 25,629 百万円)</li> <li>d 耐震化基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、通常より高い融資率(70%→95%)を適用した。(実績: 28 件 68,712 百万円)</li> <li>e 償還期間に応じた貸付金利体系を導入した。</li> </ul> </li> <li>○ 都道府県が策定する「地域医療構想」に基づき病床転換等の取組みを行う医療機関が、病床機能転換による収益構造の変化等に適切に対応し、引き続き安定的に事業を運営していくよう、一定期間、元金を据え置くことができる新たな融資制度(償還期間 10 年以内、据置期間 4 年以内)を創設することとした。</li> <li>○ 東日本大震災で被災した医療関係施設等の開設者に対して、引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑かつ細かな対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付にあっては、最優先で実施することにより被災施設等の復旧・復興を支援した。</li> <li>○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、被災した医療関係施設等の開設者、地方自治体及び関係団体と意見交換(10回)</li> </ul>	<p>「イント」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するなど、制度周知を積極的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設整備等を予定している医療法人等を対象とした融資相談会を全国 10 ブロックで計 23 回開催、機構主催の経営セミナーにおいて個別融資相談(12 件)及び訪問相談(26 件)を実施したほか、貸付事業の円滑な実施の促進に資するため、地方公共団体や関係団体へ出向き、融資制度の PR(56 回)を実施するとともに、福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等について融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備するなど、利用者サービスの向上を図った。</li> <li>これらの取組みにより、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、97.9%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。</li> <li>○ 民業補完の推進を図る観点から、受託金融機関が開催する研修会(7 回)や機構が開催する受託金融機関業務研修会議(2 回)において、経営サポートセンターと連携して機構が保有する医療関係施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供するとともに、全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換を行った。また、平成 27 年度からは協調融資制度の対象範囲を医療関係施設にまで拡充し、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進した。</li> <li>○ 審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</li> <li>○ 以上のとおり、平成 27 年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、医療関係施設の耐震化整備、医療機能分化等を推進</li> </ul>	<p>を対象としたアンケート調査を実施した結果、97.9%の貸付先から「満足した」との回答を得ていることも評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民業補完の推進の観点から、受託金融機関業務研修会議において福祉医療機構が保有する医療関係施設に関するデータや医療に関する政策動向・経営動向等の情報を提供するとともに、全国地方銀行協会と意見交換を行っており、平成 27 年度からは民間金融機関との協調融資制度の対象範囲を医療関係施設にまで拡充するなど、更なる民業補完の推進を図っていることが認められる。</li> <li>○ 貸付審査期間の短縮(目標値 30 日以内に対し 19.3 日)及び資金交付の迅速化(目標値 15 営業日以内に対し 8.9 営業日)については、目標値を上回る実績を上げていることが認められる。</li> <li>○ 以上のことから、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、所期の目標を達成する成果が得られていると認められることから「B」評価とする。</li> </ul>
---	---	---	--	---	---

				<p>を実施するとともに、地方自治体や関係団体と連携を図り、個別融資相談会（3か所7件）及び訪問相談（7件）を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災で被災した貸付先について、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との間で債権譲渡契約を締結し、既往債権について同社へ機構債権の売却を行い貸付先の債務を軽減するとともに、移転計画に対し新規融資を行うなど、被災した貸付先の施設再開に向けての支援を行った。（実績：1件 1,388百万円）</li> </ul> <p>また、同社と連携し既往債権を繰上償還したうえで、新たに災害復旧資金を融資し、被災した貸付先の再生支援を行った。（実績：1件 1,185百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、政令により激甚災害が適用される地域において被害を受けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた。</li> <li>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。       <ul style="list-style-type: none"> <li>a 医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定している医療法人等を対象とした個別融資相談会を全国10ブロックで計23回（融資相談件数89件）開催し、また、機構が開催する経営セミナーにおいて個別融資相談（12件）を実施したほか、訪問相談（26件）を実施するとともに、法人経営の安定及び医療サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</li> <li>b 貸付業務の円滑な実施を促進するため、地方自治体や関係団体に出向き、融資制度のPR（56回）を行った。</li> <li>c 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」を借入申込者及び地方公共団</li> </ul> </li> </ul>	<p>する施設整備、東日本大震災への対応としての災害復旧支援など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援するなど、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における医療関係施設の基盤整備を支援することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
(3) 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	(3) 提出資料の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者サービスの向上を図るため、手手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。</li> </ul> <p>特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。       <ul style="list-style-type: none"> <li>a 医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定している医療法人等を対象とした個別融資相談会を全国10ブロックで計23回（融資相談件数89件）開催し、また、機構が開催する経営セミナーにおいて個別融資相談（12件）を実施したほか、訪問相談（26件）を実施するとともに、法人経営の安定及び医療サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</li> <li>b 貸付業務の円滑な実施を促進するため、地方自治体や関係団体に出向き、融資制度のPR（56回）を行った。</li> <li>c 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」を借入申込者及び地方公共団</li> </ul> </li> </ul>	

		<p>から、計画の早期段階からの確な融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p>	<p>体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>d 借入申込者が自らの経営状況及び事業計画に合わせて、償還期間や金利を選択することができるよう償還期間に応じた柔軟な金利（期間別金利）制度を導入した。</p> <p>e 建築資金に係る貸付金額の算定方法を簡素化し、所要額に融資率を乗じる方法に変更した。</p> <p>f 福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等について融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備し、迅速かつ一元的な対応を行った。</p> <p>○ 民業補完の推進を図る観点から、次の取り組みを行った。</p> <p>a 医療関係施設の整備に際して民間金融機関からの資金調達をより円滑に行うことができるようするため、平成27年度から、これまで社会福祉事業施設に限定していた民間金融機関との協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで拡充し、福祉医療貸付事業全体とした。</p> <p>b 受託金融機関が開催する研修会において、機構が保有する医療関係施設に関するデータを提供した。（実績：7機関）</p> <p>c 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり方等について意見交換を行った。（実績：3回）</p> <p>d 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向や経営動向等について情報を提供した。（実績：2回）</p>	
(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。	(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。	<p>(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。</p> <p>また、新たに導入する協調融資制度について、民間金融機関が開催するセミナー等において周知・広報活動を行い、協調融資金融機関数の拡大に努める。</p>		

(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。  また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日を維持する。	(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。  また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査業務の平均処理期間について は、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</li> <li>○ 資金交付業務の平均処理期間について は、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</li> <li>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</li> <li>○ 国民のニーズと ずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく 継続する必要性の乏しい事務・事業 がないか等の検証を行い、その結果 に基づき、見直しを図っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 平成27年度においても、引き続き、日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果を融資に活用した。</li> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－3	福祉医療貸付事業（債権管理）				
業務に関連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築・維持することが喫緊の課題。「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日）においても、待機児童解消加速化プランに基づく保育の整備や地域医療サービスの効率化・高度化が挙げられており、貸付債権を適正に管理しつつ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図るため、経営の効率化や安定化に向けた支援を実施する本事業は重要度が高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビューシート番号 692・702

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
リスク管理債権比率	—	2.86%	—	—	—			予算額（千円）	—	—	—		
リスク管理債権比率（実績値）	—	—	2.40%	2.13%	2.17%			決算額（千円）	—	—	—		
達成度	—	—	119.2%	134.3%	131.8%			経常費用（千円）	—	—	—		
								経常利益（千円）	—	—	—		
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—		
								従事人員数	—	—	—		

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理について、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。  (1) 貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。  (1) 貸付債権の適正な管理 ① 自己査定を含む貸付全般に係る内部プロセス等について分析・検討を行い、必要に応じて規程・マニュアル等見直すことにより、貸付債権の適正な管理を実施する。 ② 福祉医療貸付事業の貸付	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし  <評価の視点>	<主要な業務実績>  ○ 繼続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施しているか。	<評定と根拠> 評定：A ○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、介護報酬及び診療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続いているが、このような厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援することができた。 ○ 平成 27 年度末におけるリスク管理債権比率については 2.17% (対前中期目標期間最終年度実績 (2.86%) 比 75.9%) となり、平成 26 年度に引き続き、低い水準を維持することができた。 この主な要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、また、経営サポートセンターと連携し、改善計画(アクションプラン)の策定が困難な貸付先に対する「再建計画作成支援ツール」を作成するなど経営改善に向けた各種支援策等の取組みを実施し、イエローブーン債権の支援に活用したことなどに加えて、事業報告書等を活用し、平成 27 年度から新たに個人貸付先の決算について経年、傾向分析を行い、その結果を役員及び貸付関係部へフィードバックしたことなどが挙げられる。 また、平成 26 年度決算に基づき、新たに 2か年の経年分析を実施のうえ、抽出基準に基づくイエローブーン債権の抽出を行い、その結果を役員及び貸付関係部へフィードバックするとともに、抽出結果に基づき実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行うなど、リスク管理債権の未然防止に向けた取組みを実	評定 B <評定に至った理由> ○ 日本再興戦略等により福祉・医療施設の整備が進められる中、地域の既存施設の維持・存続もきわめて重要であり、厳しい経営環境の中、適切に債権管理を行い必要に応じて施設の維持・存続のためきめ細やかな支援を行う本事業の役割は重要である。 ○ 平成 27 年度末におけるリスク管理債権比率 (東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を含む。) については 2.17% となり、平成 24 年度 (前期中期目標期間最終年度) におけるリスク管理債権比率と比較すると 0.69% 減少しており、大幅な改善を図っていることが認められる。この主な要因としては、 <ul style="list-style-type: none"><li>・大口貸付先について、償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、関係部が連携のもと機関の理事長等が当該貸付先の経営層に対しヒアリングを実施し、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等について把握したこと (33 貸付先に実施。昨年度は 11 貸付先に実施。)</li><li>・経営サポートセンターと連携し、ガバナンスが脆弱な貸付先や経営改善計画書の作成が困難な貸付先に対する「再建計画作成支援ツール」を新たに策定のうえ、当該ツールを用いて経営指標等に基づき改善点を指摘するなど、経営改善に向けた取組みを開始したこと (実績 : 17 貸付先)</li><li>・平成 26 年度からの取組として、今後リスク管理債権化するおそれのある貸付先 (イエローブーン債権) を抽出し、実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行うなど、リスク管理債権の未然防止に向けた取組みを実</li></ul>

		<p>債権について、大口貸付先など継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。</p> <p>③ 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。</p>	<p>フィードバックした。また、法人貸付先については、イエローゾーン債権の抽出基準に基づきデータ分析を行い、分析結果及び支援内容等を取りまとめのうえ、特殊債権等処理状況報告会において役員及び貸付関係部にフィードバックするとともに、事例共有を図るため貸付関係部職員に対して事例検討会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</li> </ul> <p>○ 延滞債権については、当該貸付先と償還に関する交渉を進めるとともに、償還可能な貸付先については、貸付条件の変更契約を締結したうえで、返済を再開させた。(延滞債権:平成 26 年度末比 3 貸付先 5,520 百万円減)</p> <p>○ 貸出条件緩和債権については、残高プログラタ方式を原則として、民間金融機関等と交渉のうえ、融資シェア見合いの返済額の確保を図った。</p> <p>○ 平成 26 年度末における東日本大震災に係る返済猶予中の全ての貸付先 (26 貸付先) に対するフォローアップ調査を書面またはヒアリングにて 2 回実施し、その現況の把握及び今後の返済に対する要望等を聴取した。</p> <p>○ フォローアップ調査の結果を踏まえ、平成 27 年度中において 9 貸付先について、返済再開の決定を行った。(返済再開 : 9 貸付先 11 資金、貸付残高約 1,470 百万円)</p> <p>○ 東日本大震災後、返済猶予期間最長 5.5 年を超えて猶予を希望する貸付先に対して実地調査を行い、詳細な状況を確認するとともに返済再開に向けた方策についてヒアリング等を実施するなど、個々の貸付先の状況を踏まえた支援を実施した。(9 貸付先)</p> <p>○ 東日本大震災で被災した貸付先について、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との間で債権譲渡契約を締結し、既往債権について同社へ機構債権の売却を行い貸付先の債務を軽減するとともに、移転先への</p>	<p>践したほか、過去 3 年間における新規リスク管理債権化までの期間分析や貸出条件緩和実施 4 年後の債務者格付分析を実施し、それぞれ特殊債権等処理状況報告会に報告のうえ貸付関係部へフィードバックしたことなどの効果が現れたことも要因として挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災において被災した貸付先については、現在、元利金の返済を最長 5.5 年間猶予する措置を講じているところであるが、平成 28 年度で猶予期間が満了となることから、平成 27 年度当初における当該返済猶予中の貸付先 26 法人に対し個別ヒアリングを実施し、返済再開が可能となった貸付先について貸付条件の変更措置を講じるなど、積極的な支援策を行い、引き続き、東日本大震災において被災した社会福祉施設及び医療施設等の復興を支援するために取り組んでいるところである。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>の提示を行うなど、債権悪化の未然防止策を講じたこと (40 貸付先に実施。昨年度は 27 貸付先に実施) 等の効果が現れたことなどがあげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、福祉医療貸付先の事業状況や財務状況等を適切に把握し、貸付債権の適正管理及びリスク管理債権の未然防止をより強化するとともに、信用リスクについて機構内で十分な相互牽制を効かせることを目的として、平成 27 年 4 月に顧客業務部内に「与信管理課」を創設した。</li> <li>○ この他、経営が悪化した貸付先については、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援している。特に、東日本大震災において被災した貸付先については、最長 5.5 年間の元利金の返済を猶予する措置を講じているところであるが、当該返済猶予中の全ての貸付先に対して、半期ごとに運営状況や返済猶予状況を書面またはヒアリングで把握し、貸付条件の変更措置を講じるなど、積極的な経営支援に取り組んでいる。</li> <li>○ 以上のことから、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、所期の目標どおり、社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理を行っており、その結果、リスク管理債権比率が平成 26 年度に引き続き低い水準を維持している等の成果が得られていることから、「B」と評価する。</li> </ul>
--	--	---	--	---	--

				<p>新規融資を行うなど、被災した貸付先の施設再開に向けての支援を行った。(実績：1 貸付先 360 百万円)</p> <p>また、同社と連携し既往債権を繰上償還したうえで、新たに災害復旧資金を融資し、被災した貸付先の再生支援を行った。(実績：1 貸付先 232 百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 27 年 9 月の台風 18 号による大雨に係る被害への対応として、被災状況を把握するとともに、被害が甚大な常総市に所在する施設（3 件）の実地調査を行い、必要に応じて返済猶予等（1 件）の措置を講じた。</li> <li>○ リスク管理債権に対する態勢強化を図るため、次のとおり分析を行い、特殊債権等処理状況報告会において役員及び貸付関係部へフィードバックした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a リスク管理債権における大口貸付先占有率についての分析</li> <li>b 平成 24 年度から平成 26 年度の間に一度でもリスク管理債権になった貸付を抽出し、過去 3 年間の新規リスク管理債権化までの期間分析</li> <li>c 平成 22 年度に元金低減等の貸付条件緩和を行った貸付先について、平成 26 年度の新自己査定導入後の債務者区分に基づく分析</li> </ul> </li> <li>○ 福祉医療貸付先の事業状況や財務状況等を適切に把握し、貸付債権の適正管理及びリスク管理債権の未然防止をより強化するとともに、信用リスクについて機構内で十分な相互牽制を効かせることを目的として、平成 27 年 4 月に顧客業務部内に「与信管理課」を創設した。</li> <li>○ リスク管理債権に係る情報については、毎月のガバナンス委員会で報告し、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月貸</li> </ul>	
(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むこと。 ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。	(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。 ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。	(2) 債権悪化の未然防止の取組 ① 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。  ② 平成 26 年度に策定した抽出基準に基づき選定した今後リ	○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止		

		<p>リスク管理債権化する恐れのある債権については、モニタリングを実施するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、福祉医療経営指導事業等との連携強化による債権悪化の未然防止に取組む。</p>	<p>に取組んでいるか。</p>	<p>付関係部へフィードバックした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスク管理債権に関する未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収にあたり、短期延滞先に係る傾向調査を実施し、特殊債権等処理状況報告会において役員及び貸付関係部へフィードバックすることにより、貸付先の危険情報の共有化を図った。</li> <li>○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、平成26年度決算に基づくイエローペン債権の貸付先に対し面談等(40貸付先、延べ50回)を実施するとともに、金融支援を必要とする貸付先に対しても面談等(108貸付先、延べ166回)を実施し、必要に応じて、施設経営に関する支援を講じるなど、リスク管理債権の未然防止を図った。</li> <li>○ 経営サポートセンターと連携し、主に社会福祉法人を対象に、ガバナンスが脆弱な貸付先や経営改善計画書の作成が困難な貸付先に対する「再建計画作成支援ツール」を策定のうえ、当該ツールを用いて経営指標等に基づき改善点を指摘するなど、経営改善に向けた取組みを開始した。(実績:17貸付先)</li> </ul>	
(3) 経営が悪化した貸付先等への対応	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応	(3) 経営が悪化した貸付先等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援しているか。</li> </ul>
① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設	① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限(平成24年度末)到来後においても、引き続き対応方針を変えることなく適正に対応している。(実績:119貸付先 216資金)</li> </ul>	

<p>施設等の経営を支援すること。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p>	<p>等の経営を支援する。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p>等の経営を支援する。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</li> </ul> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 案件の内容に応じて必要な法的措置を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 実質破綻案件について、保証人に対する訴訟等により回収。(実績：3 貸付先 235 百万円)</li> <li>b 破綻案件について、繰上返済交渉等により早期回収。(実績：2 貸付先 17 百万円)</li> <li>c 新規破綻案件について、担保権実行及び弁済交渉により回収中。(実績：1 貸付先 122 百万円)</li> <li>d 破綻懸念案件について、弁済交渉により回収中。(実績：1 貸付先 237 百万円)</li> </ul> </li> <li>○ 債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等により、回収金等の管理を実施している。</li> </ul> <p>○ 医療施設においては医師及び看護師等の不足、また、社会福祉施設においては介護職員の不足等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権を発生させている主な要因であると考える。</p> <p>リスク管理債権の未然防止策として、顧客業務部と経営サポートセンターが連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問することにより、経営指標等をもとに改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じているところである。また、リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で役員等幹部に報告するととも</p>
--	--	--	---	--

			<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p>	<p>に、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。</li> </ul> <p>&lt;平成 26 年度業務実績評価結果の反映状況&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[今後の課題]</p> <p>独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成 27 年 4 月 24 日成立、5 月 7 日公布）により導入される、福祉医療機構に対する金融庁検査について、適切に対応することを期待する。</p> </div> <p>福祉医療貸付先の事業状況や財務状況等を適切に把握し、貸付債権の適正管理及びリスク管理債権の未然防止をより強化するとともに、信用リスクについて機構内で十分な相互牽制を効かせることを目的として、平成 27 年 4 月に顧客業務部内に「与信管理課」を創設するなど、金融庁検査に適切に対応するための体制整備を行った。</p>	
--	--	--	---	---	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－4	福祉医療経営指導事業				
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「日本再興戦略改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日）においても、待機児童解消加速化プランに基づく保育の場の整備や地域医療サービスの効率化・高度化が挙げられている。こうした課題に対応していくためには、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進する必要があり、福祉医療機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営診断を実施する本事業は重要度が高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 セミナーあたり受講者数（計画値）	180 人以上	—	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上							
1 セミナーあたり受講者数（実績値）	—	231.8 人	238.1 人	221.7 人	223.3 人									
達成度	—	—	132.3%	123.2%	124.1%									
セミナー有用度（計画値）	平均 80% 以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
セミナー有用度（実績値）	—	96.7%	98.5%	96.9%	97.1%									
達成度	—	—	123.1%	121.1%	121.4%									
個別経営診断件数（計画値）	延べ 1,400 件以上	—	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上 (1,400 件)							
個別経営診断件数（実績値）	—	延べ 4,658 件	364 件 (364 件)	353 件 (717 件)	309 件 (1,026 件)									
達成度	—	—	130.0%	126.1%	110.4%									

個別経営診断有用度（計画値）	平均 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
個別経営診断有用度（実績値）	—	95.8%	97.3%	96.9%	95.1%									
達成度	—	—	121.6%	121.1%	118.9%									
個別経営診断の処理日数（計画値）	50 日以内	—	50 日以内											
個別経営診断の処理日数（実績値）	—	34.7 日	31.4 日	28.3 日	25.8 日									
達成度	—	—	159.2%	176.7%	193.8%									

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① 中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。 ② 受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。 ③ 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。 ④ 個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。 ⑤ 経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日	<主要な業務実績> ① 積極的なPR活動を実施するとともに、受講希望者の受講機会の確保に努めた結果、1セミナーあたりの平均受講者数は223.3人となり、中期計画を達成した。 ② セミナーの内容については、民間と競合することのないよう、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義回数を増加させ、機構の独自性を発揮するとともに、社会福祉法人制度改革や平成27年度介護報酬改定を踏まえた施設経営に係る講義、また、地域包括ケアシステム、地域医療構想（ビジョン）など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行った結果、有用度は平均97.1%となり、中期計画を達成した。 ③ 積極的なPR活動などを行ったことにより、個別経営診断における平成27年度の診断件数は309件となり、年度計画を達成した。 ④ 今年度から新たに法人単位（社会福祉法人、医療法人等）での分析機能を追加するなど、個別経営診断機能の強化に努めたことなどにより、有用度は平均95.1%となり、中期計画を達成した。 ⑤ 利用者の利便性向上のため、業務の効率化に取り組んだ結果、経営分析診断の平均処理期間は25.8日となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A ○ 集団経営指導（セミナー）については、積極的なPR活動を実施するとともに、受講希望者の受講機会の確保に努めた結果、1セミナーあたりの平均受講者数は223.3人と中期計画の目標値（180人以上）を大きく上回る実績をあげることができた。セミナーの内容については、民間と競合することのないよう、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義回数を増加させるとともに、機構の独自性を発揮した優良実践事例に関する講義や社会福祉法人制度改革、地域包括ケアシステム、地域医療構想（ビジョン）など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行った結果、有用度は平均97.1%と中期計画の目標値を大きく上回り、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。 ○ 民間金融機関への経営指導等の研修会、地方自治体及び社会福祉協議会等へ講師を派遣するとともに、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会との意見交換を行い、民間金融機関等への経営指導のノウハウの普及に取り組んだ。 ○ 社会福祉法人及び医療法人等の経営者を支援するため、施設の経営状況や介護報酬改定等の影響に係るリサーチレポートを作成し（計15回）、プレスリリースするとともに、機構ホームページに公表したところであるが、マスコミに記事として85回引用されており、関係者から一定の評価を得ることができた。 ○ 個別経営診断については、経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラム及び個別支援プログラムの3つのメニューを提供し、特	評定 B <評定に至った理由> ○ 集団経営指導（セミナー）については、民間と競合することのないよう、機構の独自性を発揮できる、社会福祉法人の経営・ガバナンス強化や政策動向に関する情報提供等を中心に内容を充実した結果、1セミナーあたりの平均受講者数は223.3人となり（目標値180人以上に対し、223.3人）、中期計画の目標値を大きく上回る実績をあげている。また、受講者にとっての有用度に関する調査結果も平均97.1%となり（目標値80%以上に対し、97.1%）、中期計画の目標値を大きく上回っている。また、民間金融機関に対する経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会との意見交換を行いつつ、民間金融機関への経営指導等の研修会を行い、民間金融機関等への病院等の経営ノウハウの普及に取り組んでいる。 ○ 個別経営診断については、経営分析やガバナンス診断など経営支援の機能を強化した見直しを講じ、これらの取組により、個別経営診断件数は309件となり（中期計画を踏まえた年度計画の目標値280件に対し、309件）、年度計画の目標値（280件）を大きく上回る実績をあげている。なお、個別経営診断を利用した施設経営者にとっての有用度は95.1%となっている（目標値80%以上に対し、95.1%）ほか、業務の効率化を講じ、経営分析診断の平均処理期間が25.8日となっており（目標値50日以内に対し、25.8日）、いずれも中期計画の目標値を達成している。 ○ 社会福祉法人や医療法人等の経営者を支援するため、特別養護老人ホームや病院などの経営状況や平成27年度介護報酬改定等の影響に係るリサーチレポートを作成（15回）し、プレスリリースするとともに、機構ホームページにおいて公表しており、当該レポート内容について、	

			<p>以内とする。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p>		<p>に、個別支援プログラムとして、地域包括支援センター運営支援、利益改善に向けた業績評価支援、給与規程の総合改定支援などのコンサルティング（12回）を実施し、より積極的な経営支援を実施した。また、簡易経営診断については、平成27年度から社会福祉法人のガバナンス体制強化への対応として、法人単位での分析診断機能を追加し、診断内容の充実を図った。これらの取組みにより個別経営診断の延べ診断件数は309件となり、平成27年度計画の数値目標（280件以上）を大きく上回るとともに、個別経営診断の利用者にとっての有用度も平均95.1%となり、中期計画の目標値（80%以上）を大きく上回り、施設の健全経営を支援することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>マスコミに85回記事として引用されるなど（昨年度33回）、報道関係者にも多く活用される内容となっている。</p> <p>○ 以上のことから、社会福祉法人・医療法人等のニーズを把握した上で、必要性の高い法人の経営分析やガバナンスの強化に重点をおいた事業の展開を講じており、所期の目標を達成する成果が得られていると認められるため、「B」と評価する。</p>
<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p> <p>ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</p>	<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。</p> <p>(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p>	<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。</p> <p>(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。</li> </ul>	<p>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</p> <p>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</p> <p>○ セミナーについては、民間と競合するとのないよう、機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職員による講義回数を増加させるとともに、優良実践事例として、「病院再建と病棟再編による地域医療体制の構築」や「介護報酬改定と看取り介護」などの施設経営に関する講義を行うなど、機構の独自性を発揮した。</p> <p>また、社会福祉法人制度改革、地域包括ケアシステム、地域医療構想（ビジョン）など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等により、講義内容の充実を図った。</p>		

		<p>また、社会福祉法人の制度改正の方向性を踏まえ、社会福祉法人の経営改革に資するためのセミナーを開催する。</p> <p>さらに、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。</p>	<p>○ 機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催しているか。</p>	<p>○ 民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及における具体的な取組み等を次のとおり実施した。</p> <p>a 民間金融機関に対する経営指導等の研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間金融機関に職員を派遣し、病院の最近の経営動向を含めた医療・福祉制度及び政策動向等に関する講義を行った。(実績：2 機関 70 名)</li> <li>・ 受託金融機関業務研修会議等において、機構によるリサーチ結果に基づき、病院・医療経営指導等のノウハウの普及を行うための講演を行った。(実績：計 2 回 117 機関 139 名)</li> <li>・ 福祉医療分野に係る民間金融機関からのデータ提供依頼、疑義照会などに対応した。(実績：3 機関)</li> </ul> <p>b 外部講演等講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、社会福祉法人制度に関する動向や経営・会計等に関する講義を行った。(実績：地方厚生局・地方自治体 5 回、社会福祉協議会 19 回、その他民間団体 20 回、計 44 回)</li> </ul> <p>c ニーズ調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間金融機関向けの講義資料に反映するため、民間金融機関におけるニーズを把握するためのヒアリングを実施した。(実績：4 機関)</li> <li>・ 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業に係る経営指導等のノウハウ普及等について意見交換(3回)を行うとともに、福祉医療分野における調査結果</li> </ul>	
--	--	---	---	--	--

				<p>を取りまとめたリサーチレポートを情報提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。</li> </ul> <p>(3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、福祉医療分野における最新の政策動向等を踏まえた調査を実施し、リサーチレポートとして公表する。</p> <p>また、新たに策定した経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラムなどの診断手法によりコンサルティングを実施する。</p> <p>(3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。</p>	
(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。	(3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法人や医療法人等の経営者を支援するため、特別養護老人ホームや病院などの経営状況や平成27年度介護報酬改定等の影響に係るリサーチレポートを作成(15回)し、プレスリリースするとともに、機構ホームページにおいて公表した。なお、当該レポート内容については、マスコミにおいて85回記事として引用された。</li> <li>○ 特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人に対する定期的な動向調査のための新たなスキームを構築し、動向調査に係るモニターを選定(モニター数387件)のうえ、動向調査を実施した。(実績:2回)</li> <li>○ 簡易経営診断について、従前の施設単位(特養、ケア、保育所、病院、老健)での分析に加え、平成26年度決算分から法人単位(社会福祉法人・医療法人等)での分析診断機能を追加した。</li> <li>○ 経営分析参考指標について、従前の指標(特養、ケア、保育所、病院、老健)に障害福祉サービスを追加するとともに、法人単位(社会福祉法人・医療法人)の指標を追加した。</li> <li>○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断)サービスをWAM NET基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設及び利用件数:特別養護老人ホーム629件、ケアハウス142件、保育所317件、病院204件、介護老人保健施設152件、計1,444件)</li> <li>○ 平成26年度に診断メニューを新設し試行運用していた「経営分析プログラム」、「個別支援プログラム」及び「ガバナンス診断プログラム」について、平成27年度より本格稼働させた。</li> <li>○ 法人の多様なニーズに応えるため、個別</li> </ul>	

				支援プログラムとして、地域包括支援センター運営支援、利益改善に向けた業績評価支援、給与規程の総合改定支援などのコンサルティング（12回）を実施した。	
	(4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断件数の実施に努める。  また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。	(4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。  また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。	<input type="radio"/> 個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成しているか。  <input type="radio"/> 福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。  <input type="radio"/> 個別経営診断の利用者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。	<input type="radio"/> 上記③のとおり、年度計画を達成した。  <input type="radio"/> 債権管理部門と連携して、福祉医療貸付に係るリスク管理債権やイエローゾーン債権等に対し、収支改善に向けたコンサルティングを実施した。  <input type="radio"/> 上記④のとおり、中期計画を達成した。	
	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	<input type="radio"/> 申込書受理から報告書提示までの平均処理期間が中期計画を達成しているか。	<input type="radio"/> 上記⑤のとおり、中期計画を達成した。	
(3) 集団経営指導及び個別経営診	(6) 集団経営支援及び個別経営診	(6) 集団経営指導及び個別経営診	<input type="radio"/> 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、実費相当額を上回る自己収入を		

	<p>断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>	<p>断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>	<p>各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>確保し、中期計画を達成した。</p>	
--	---	---	---	---	-----------------------	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報															
1－5	社会福祉振興助成事業														
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号								
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー番号 697・702								
2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報															
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
NPO 等への助成 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上								
NPO 等への助成 (実績値)	—	85.8%	81.8%	82.4%	82.0%										
達成度	—	—	102.3%	103.0%	102.5%										
平均処理期間 (計画値)	30日以内	—	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内								
平均処理期間 (実績値)	—	29.2日	27.1日	24.2日	18.3日										
達成度	—	—	110.7%	124.0%	163.9%										
助成事業の新たな連携 (計画値)	85%以上	—	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上								
助成事業の新たな連携 (実績値)	—	92.3%	96.1%	94.1%	94.5%										
達成度	—	—	113.1%	110.7%	111.2%										
助成事業の利用者満足度 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上								
助成事業の利用者満足度 (実績値)	—	94.0%	95.5%	94.9%	92.2%										
達成度	—	—	119.4%	118.6%	115.3%										
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）															
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度										
予算額（千円）	—	—	—												
決算額（千円）	—	—	—												
経常費用（千円）	—	—	—												
経常利益（千円）	—	—	—												
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—												
従事人員数	—	—	—												

参加者満足度 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
参加者満足度 (実績値)	—	97.0%	95.9%	96.8%	98.6%									
達成度	—	—	119.9%	121.0%	123.3%									

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① 特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 ② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間は30日以内とする。 ③ 助成先団体のうち、85%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得ており、中期計画を達成した。 ④ 助成事業が対象とした利用者のうち、80%以上の利用者から満足しているとの回答を得る。 ⑤ 助成事業報告会参加者のうち、80%以上の参加者から満足しているとの回答を得る。 <その他の指標>	<主要な業務実績> ① 平成27年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人及び非営利の任意団体が行う事業に対する助成割合については82.0%となり、中期計画を達成した。 ② 平成27年度分助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は18.3日となり、中期計画の目標値を大幅に上回る実績を上げることができた。 ③ 平成27年度分助成事業の助成先団体による自己評価（164事業）のうち、94.5%以上（155事業）の助成先団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得ており、中期計画を達成した。 ④ 平成27年度分助成事業の対象となった利用者へのアンケート調査の結果、92.2%の利用者から「満足した」との回答を得ており、中期計画を達成した。 ⑤ 助成事業報告会の参加者に対するアンケート調査の結果、98.6%の回答者から「良かった」との回答を得ており、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A ○ 平成27年度分助成事業については、政策動向や国民ニーズ等を踏まえて国と協議し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業について見直すとともに、募集要領を策定したうえで、167事業715百万円の事業を採択した。 ○ 平成27年度分助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は18.3日となり、中期計画の目標値を大幅に上回る実績を上げることができた。 ○ 平成27年度分助成事業の選定にあたっては、厚生労働省行政事業レビューの指摘を踏まえ、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業に特化するとともに、過去5年間に2回以上助成を受けた団体については審査時の更なる減点を行うことにより、固定化回避の強化を図った。 ○ 採択された事業のうち、特定非営利活動法人及び非営利の任意団体が行う事業に対する助成割合は、82.0%となった。特に、東日本大震災で被災された方等を支援する事業については、重点的に助成することとし、24事業96百万円の事業を採択した。 ○ 平成28年度分助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、厚生労働省行政事業レビューの評価結果等を踏まえて、「平成28年度社会福祉振興助成事業の重点方針」を策定するとともに、あわせて国と協議し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業、助成限度額などについて見直しのうえ、募集要領を策定した。 ○ 平成26年度分助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、「助成先団体による自己評価」、「ヒアリング評価」、	評定 B <評定に至った理由> ○ 当該事業については募集に際して、募集要領を公表し、幅広くPRを実施することで、利用者の利便性の向上を図るとともに、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において助成の審査・採択にかかる選定方針を策定・公表した上で、同審査・評価委員会において審査、採択を行っているところ、業務の見直し等を図った結果、平成27年度分助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は18.3日となり（目標値30日以内に対し、18.3日）、中期計画目標を大幅に上回っている。 ○ 助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価により重層的な総合評価を行い、その結果を公表するとともに次年度の助成事業の助成対象テーマの見直しに反映させている。 ○ こうした取組により、平成27年度分助成事業のうち94.5%が、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得られている（目標値85%以上に対し、94.5%）。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、92.2%の利用者から満足したとの回答を得ることができ（目標値80%以上に対し、92.2%）、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーの高い満足度も得られている。 ○ 加えて、事業効果の高い優れた助成事業の成果の周知とその効果的な普及を推進することにより、各地で実施される民	

	(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。	(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。	なし  ＜評価の視点＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等をもとに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。</li> </ul>	<p>「書面評価」を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価を行った事業については、評価を担当した委員または機構事務局の所見や意見を付したうえで、助成先団体に対してフィードバックし、今後の事業内容の充実や団体運営の発展を支援した。また、これらの結果を平成28年度助成事業の募集要領等に反映させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以上のとおり、当該事業内においてP D C Aサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現することができた。助成事業の成果（効果）については、平成27年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち94.5%あったとの回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。</li> <li>○ また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、92.2%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができた。</li> <li>○ さらに、事業効果の高い優れた助成事業の成果の周知とその効果的な普及を推進することにより、各地で実施される民間福祉活動の更なる質の向上を図ることを目的として、当該助成事業について紹介する助成事業報告会を全国2か所で開催し、事業報告会の参加者に対するアンケート調査を実施した結果、98.6%の回答者から「良かった」との回答を得ることができた。</li> </ul> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	間福祉活動の更なる質の向上を図ることを目的として、助成を受けて行われた先進的な取組の報告を行う助成事業報告会を全国2か所で開催し、事業報告会の参加者に対するアンケート調査を実施した結果、98.6%の回答者から「良かった」との回答を得ている（目標値80%以上に対し、98.6%）。	
	(2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。	(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 每年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。</li> </ul>	<p>平成27年度分助成事業の選定にあたっては、審査・評価委員会において策定した「平成27年度社会福祉振興助成事業の選定方針」を公表したうえで、当該選定方針に基づき、同委員会において公正に審査し、167事業715百万円の事業を採択した。うち、「平成27年度重点方針」において重点的に支援するとした「東日本大震災の被災者支援」、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」、「貧困・格差対策」の4つの事業については、149事業640百万円の事業を採択した。</p>		

	<p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p> <p>（3）助成を行った事業について</p>	<p>また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p> <p>（3）全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> <p>（4）助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>（5）助成を行った事業については、</p>	<p>なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めた審査・選定を行うとともに、特定の団体に対する継続的な助成を回避する観点から、固定化回避の取組みの更なる強化に努める。</p> <p>（3）特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。</p> <p>（4）平成27年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成している。</p> <p>（5）審査・評価委員会において、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。</li> <li>○ 平成27年度分助成事業の選定にあたっては、「平成27年度選定方針」において、NPO等が行う活動の立ち上げ支援や複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業を支援することとし、この中でも特に「東日本大震災の被災者支援」、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」、「貧困・格差対策」の4つの事業については、重点的に支援する事業として明記するなど、事業の必要性や効果を十分に考慮した仕組みとした。</li> <li>さらに、効果的・効率的な助成金の配分を行うため、事業の継続性や将来の発展性を考慮するとともに、助成事業の固定化回避に努めた。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査・評価委員会において評価方</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

<p>は、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。</p> <p>また、事後評価結果について は、選定方針の</p>	<p>審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。</p> <p>また、事後評価結果について は、選定方針の</p>	<p>平成27年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。</p> <p>また、事後評価結果について は、速やかに公</p>	<p>針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。</p> <p>○ 事後評価結果について、選定方針の改正等に適正に</p> <p>祉振興助成事業の評価方針」を策定し、機構ホームページに公表したうえで、当該方針に基づき、次のとおり適切に実施した。</p> <p>『助成先団体による自己評価』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度分助成事業の全ての助成先団体（320事業）から自己評価書の提出を受け、機構事務局において成果や課題等を整理した。</li> </ul> <p>『ヒアリング評価』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価方針に基づき、重点支援分野に係る助成事業など71事業（審査・評価委員会の委員によるヒアリング評価:36事業、機構事務局によるヒアリング評価:35事業）について、スコアリング評価の手法を用いて効率的かつ効果的に実施した。</li> <li>委員によるヒアリング評価については、複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。</li> <li>ヒアリング評価結果については、評価結果をわかりやすくグラフ化とともに、評価を担当した委員または機構事務局の所見及び今後の事業実施や団体運営の発展のために参考となる意見を付したうえで、助成先団体に対してフィードバックした。</li> </ul> <p>『書面評価』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリング評価を実施していない249事業について、助成事業完了報告書や当該事業の成果物等に基づき、機構事務局による書面評価を実施した。</li> <li>平成25年度助成事業のフォローアップ調査を実施し、助成実施後における事業の普及効果やモデル化・制度化に繋がった事業成果などを把握するとともに、事業の継続状況などの調査結果を機構ホームページで公表した。</li> <li>事後評価の結果を踏まえ、平成28年度分助成事業の助成対象テーマ等の見直しについて、国に提案するとともに、特に優れた</li> </ul>	
--	--	--	---	--

	改正等に適正に反映すること。	改正等に適正に反映する。	表するとともに、平成28年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。	反映しているか。	<p>助成事例及び他の取組みの参考となるような事例については機構ホームページで公表した。</p> <p>また、平成26年度分助成事業の最終評価については、平成28年3月に「平成26年度社会福祉振興助成事業事業評価報告書」として取りまとめ、機構ホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。</li> <li>また、先進的な取組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。</li> </ul>	
(4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。  なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。  また、先進的な取組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努めているか。</li> </ul>	<p>○ 助成事業メールマガジン「WAM助成通信」を活用して、助成先団体等に対して、助成事業に関する情報をはじめ、団体の活動に役立つ情報やノウハウ等の各種情報を適切に提供した。(実績：発行回数23回、登録購読者数4,178人)</p> <p>また、facebook等を活用して、NPO等の助成先団体等における資金調達や被災地支援に関する情報等を即時的に発信した。(実績：発信回数34回)</p> <p>○ 助成先団体の利便性向上及び業務効率化のため、助成先団体専用の連絡システム(WAM助成連絡システム)をWAM NETに開設し、助成申請時から完了報告までの書類等の提出依頼や内容についての連絡・相談等が容易になる環境を整備した。なお、全ての助成先団体(164団体)がこのシステムを利用することとなったことから、進捗状況調査の実施にあたっての利便性が大いに向上した。</p> <p>○ 助成先訪問やヒアリング評価等を通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための助言・相談等を行った(実績：98事業)。</p> <p>また、被災者支援事業等の重点支援分野に関する助成事業について、機構職員がチームを編成し、情報収集等を行うとともに、助成事業の現場訪問やヒアリング評価などを通じて、助成事業の活動の確認や助成先団体との意見交換等を行うことにより、職員の専門性の向上を図った。</p>	

		(7) 助成金の不正受給、不正使用を防ぐため、全助成先を対象に進捗状況を調査し、課題を抱えている団体については、現地訪問の上、課題解決のための相談、助言を行う。  加えて、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。		○ 平成27年度分助成事業の助成内定先団体を対象にして、適正な事業実施に必要な留意事項や助成先団体として整備すべき体制の確保の必要性などを説明する事務説明会を開催（全国5か所、6回）するとともに、助成金の不正受給や不正使用を防ぎ、円滑な事業実施を支援することを目的として、平成27年度助成先に対して助成事業の進捗状況の確認調査を実施（164事業）し、助成事業の実施にあたって課題を抱えている団体については個別訪問（15団体）を行い、課題解決のための相談・助言を実施した。	
	(7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があつた事業を85%以上とする。	(8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があつた事業を85%以上とする。	○ 助成先団体のうち、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があつた事業の割合が中期計画を達成しているか。	○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。	
	(8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を80%以上とする。	(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。	○ 助成事業が対象とした利用者の満足度について、中期計画を達成しているか。	○ 上記④のとおり、中期計画を達成した。	
(5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等の周知とそ	(9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等	(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表す	○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表す	○ 事業効果の高い優れた助成事業及び被災者支援の活動を行っている助成先団体の活動等については、月刊誌WAM、機構ホームページ、WAM NET、助成事業メール	

<p>の効果的な普及を推進すること。</p>	<p>を公表するとともに、助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。</p>	<p>助成事業実施後の事業の波及効果や行政におけるモデル事業化に繋がった事業成果等をホームページ等で広く周知することにより、助成先団体の事業展開を支援する。</p> <p>(11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。</p>	<p>るとともに、助成事業報告会の参加者の満足度について、中期計画を達成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成事業報告会の参加者満足度については、上記⑤のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</li> </ul> <p>&lt;平成26年度業務実績評価結果の反映状況&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[今後の課題]</p> <p>平成26年度に行われた厚生労働省行政事業レビューの指摘を踏まえ、今後も引き続き、事業内容の見直しや業務実施体制の改善等を図ることを期待する。</p> </div> <p>平成27年度分助成事業の募集にあたっては、厚生労働省行政事業レビューの指摘を踏まえ、自治体・民間団体の助成などとのすみ分けをさらに明確にするために、複数の団体</p>	
------------------------	--	--	--	--

				<p>が連携やネットワーク化によって実施する事業に特化して募集を行うとともに、より効果的・効率的な助成金の配分を行うため、選定方針を見直し、助成事業の固定化回避を強化した。</p> <p>また、業務実施体制の見直しとして、地域課題の解決を目指すソーシャルビジネス（社会的事業）の担い手としてますます重要な役割を果たすことが期待されている福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編し、平成28年度から福祉医療貸付部に「NPOリソースセンター」を創設することを決定した。</p> <p>平成26年度の取組みに加え、平成27年度において以上の取組みを実施した結果、厚生労働省行政事業レビューの指摘に全て対応できた。</p>	
--	--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—6	退職手当共済事業				
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「日本再興戦略改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日）においても、保育士確保に向けた取組や福祉分野における人材確保対策の推進が挙げられており、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人の職員待遇の改善と福祉人材の確保に資する重要な施策である。本事業は、同制度の実施主体として行う事業であり、重要度は高いものである。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 691・702

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
平均事務処理期間 (計画値)	50 日以内	—	50 日以内		予算額（千円）	98,026,379	100,676,256	105,486,179					
平均事務処理期間 (実績値)	—	36.9 日	34.3 日	38.1 日	41.2 日				決算額（千円）	98,564,160	100,802,027	105,245,164	
達成度	—	—	145.8%	131.2%	121.4%				経常費用（千円）	94,735,880	96,269,964	101,725,917	
新規加入法人システム利用率（計画値）	50%以上	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		経常利益（千円）	3,857,633	4,521,284	3,530,535	
新規加入法人システム利用率（実績値）	—	47.0%	55.0%	64.0%	65.9%				行政サービス実施コスト（千円）	46,555,224	45,753,328	49,409,508	
達成度	—	—	110.0%	128.0%	131.8%				従事人員数	22.36 人	21.98 人	22.42 人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
6 退職手当共済事業  退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	6 退職手当共済事業  退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。  なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。	6 退職手当共済事業  退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。  （1）退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	<主な定量的指標> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は 50 日以内とする。  ② 平成 25 年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を 50 % 以上とする。  <その他の指標> なし  <評価の視点> ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。  ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。  なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じ	<主要な業務実績> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は 41.2 日となり、中期計画を達成した。  ② 新規加入法人及び電子届出システム未利用法人に対してシステム加入を促進した結果、平成 27 年度の新規加入法人のうち、当年度中の電子届出システムの利用申請率は 65.9% となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A  ○ 平成 27 年度においては、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図るために、従来の取組み（月 4 回の退職手当金支給、都道府県補助金の早期入金依頼、電子届出システムの利用推進等）に加え、事務処理手続きの更なる標準化を図るなどの事務改善に取り組んだ。退職手当金給付額 1,012 億円（対前年度比 54 億円増）、退職手当金支給者数 76,586 人（対前年度比 4,008 人増）といずれも前年度を上回る実績であったが、平均処理期間は 41.2 日となり、中期計画に定められた目標値（50 日以内）を上回る実績をあげることができた。 ○ 電子届出システムについては、共済契約者に対し複数回の利用案内を実施するなど積極的に利用促進に取り組んだ結果、新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合については 65.9% となり、共済契約者のシステム利用率は前年度を 1.1 ポイント上回る 87.2% となった。 さらに、掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が 0.27% となり、紙媒体提出者のエラー発生率 1.45% との比較において大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機関の事務負担の軽減に大きく寄与している。 ○ 法改正に伴う制度改正及びマイナンバー法の施行に円滑に対応するため、実務研修会（42 道府県）において周知・指導を行うとともに、改正共済法案の審議状況に応じ、ホームページへの資料掲載、電子メール及び FAX を利用した連絡など、多様な手段を用いて周知を行った。その結果、実務研修会において、制度内容が理解できたとの回答は 93.7% となった他、事務処理体制も通年よりも手厚く配置したこと等の取組みにより、法改正に伴う	評定 A  <評定に至った理由> ○ 当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るために、従来の取組みに加え、電子届出システムの利用推進などの事務改善に取り組んだ結果、支給者数が増加している中（平成 25 年度 71,286 人→平成 27 年度 76,586 人）、請求書の受付から給付までの平均処理期間（目標値 50 日以内に対し、41.2 日）や電子届出システムの利用申請率（目標値 50% に対し、65.9%）が中期計画に定められた目標を大幅に上回っている。 ○ 電子届出システムの利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、利用者の 95.8% から「事務負担が軽減した」との回答が得られている他、掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が 0.27% となり、紙媒体提出者のエラー発生率 1.45% との比較において大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機関の事務負担の軽減に大きく寄与している。 ○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴う制度改正及びマイナンバー法の施行に円滑に対応するため、実務研修会（42 道府県）において周知・指導を行うとともに、改正共済法案の審議状況に応じ、ホームページへの資料掲載、電子メール及び FAX を利用した連絡など、多様な手段を用いて周知を行った。その結果、実務研修会において、制度内容が理解できたとの回答は 93.7% となった他、事務処理体制も通年よりも手厚く配置したこと等の取組みにより、法改正に伴う

	(2) 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。	(2) 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	た場合は、当該事情を考慮する。  ○ 利用者の意向を軽減に資する手続きの見直しに取り組みつつ、電子届出システムや機構ホームページなどを利用して、社会福祉施設職員等退職手当共済法改正による制度内容及び事務処理について周知・指導する。  また、電子届出システム利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。	○ 退職手当金請求等手続きの円滑化のため、利用者からよくある質問をFAQとしてまとめるとともに、機構ホームページを活用して事務手続きの周知を行った。  ○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法が改正された場合、速やかに対応できるよう、改正内容及び国会での審議状況について、各都道府県において実施する実務研修会(42道府県で実施)、機構ホームページ及び電子メール等により周知・指導を行うとともに、改正直後の事務手続きに影響が生じないよう、暫定システムによる対応準備を進めた。 また、マイナンバー法施行に伴う事務手続きの変更についても、実務研修会において、周知・指導を行った。  ○ 電子届出システムの更なる改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、年度計画において定めた数値目標以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。	AXを利用した連絡など、多様な手段を用いて周知を行った。その結果、実務研修会において、制度内容が理解できたとの回答は93.7%となった。  また、事務処理に関しては、改正共済法の成立が施行日前日（平成28年3月31日）となったことから、システム改修などに着手できなかったが、事務手続きに影響を生じないよう暫定システムによる対応準備を進めるとともに、事務処理体制も通年よりも手厚く配置した。 これらの取組みにより、法改正に伴う制度改正等に円滑に対応できた。  ○ 以上のとおり、平成27年度においては、退職手当金支給に係る平均処理期間について、中期計画の目標値を大幅に上回る実績となり、利用者サービスの向上に貢献とともに、共済契約者及び機構における事務負担の軽減を実現するなど、年度計画を大幅に上回る実績をあげることができた。	制度改正等に円滑に対応できている。 ○ 以上のことから、業務の効率化を図るため、電子届出システムの利用促進に積極的に取り組む等により機構・社会福祉法人双方の事務の効率化を行っており、また、支給者数が増加している中でも、所期の目標を大幅に上回る成果をあげていることや、退手法改正に伴う制度改正の内容等について利用者への周知・連絡・調整等を丁寧に行うことにより、円滑に制度運用が行われていることが認められるため、「A」と評価する。
	(3) 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。	(3) 平成27年度の新規加入法人のうち、当年度に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。		○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。	<課題と対応> 特になし。	

	(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。	(4) 業務委託先に対し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。	(4) 委託業務の見直しを踏まえ、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 業務委託先の業務担当者に対して業務指導の徹底を行っているか。</li> <li><input type="radio"/> 制度改正の状況及びマイナンバー法施行に伴う事務手続きの変更について、事務打合会の開催（45都道府県参加）及び現地における実地指導を行い、周知を図るとともに、事務手続きについては、新たに業務委託先向けに研修用コンテンツを作成し、業務指導の徹底を図った。</li> <li><input type="radio"/> 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</li> <li><input type="radio"/> 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>	
--	-----------------------------------	---	---	---	--

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

## 様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—7	心身障害者扶養保険事業		
業務に関する政策・施策	VIII-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビューシート番号 701・753

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
7 心身障害者扶養 保険事業  心身障害者扶養保 険事業（以下「扶養 保険事業」という。） については、地方公 共団体が実施する心 身障害者扶養共済制 度（以下「扶養共済 制度」という。）によ って地方公共団体が 加入者に対して負う 共済責任を保険する 事業に関する業務を 安定的に行うことにより、 心身障害者の保護者の 不安を解消し、保護者死 後心身障害者の生活安 定に寄与することを 目的とし、以下の点に 特に留意してその適正 な実施に努めること。  なお、扶養共済制 度に関し、国においては、 その安定的な運営を図り、 将来にわたり障害者に対 する年金給付を確実に 行うため、平成19年 度末の積立不足に 対応し、機構が定期的 に行う扶養共済制 度の長期的な財政状 況の検証を踏まえ、 毎年度予算編成を経て 必要な財政支援措	7 心身障害者扶養 保険事業  心身障害者扶養保 険事業（以下「扶養 保険事業」という。） については、地方公 共団体が実施する心 身障害者扶養共済制 度（以下「扶養共済 制度」という。）によ って地方公共団体が 加入者に対して負う 共済責任を保険する 事業に関する業務を 安定的に行うことにより、 心身障害者の保護者の 不安を解消し、保護者死 後心身障害者の生活安 定に寄与することを 目的とし、以下の点に 特に留意してその適正 な実施に努めること。	7 心身障害者扶養 保険事業  心身障害者扶養保 険事業（以下「扶養 保険事業」という。） については、地方公 共団体が実施する心 身障害者扶養共済制 度（以下「扶養共済 制度」という。）によ って地方公共団体が 加入者に対して負う 共済責任を保険する 事業に関する業務を 安定的に行うことにより、 心身障害者の保護者の 不安を解消し、保護者死 後心身障害者の生活安 定に寄与することを 目的とし、以下の点に 特に留意してその適正 な実施に努めること。  なお、当該事業に おける新規加入者数 その他を次のとおり 見込む。	<主な定量的指標>  ① 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。  ② 扶養保険資金の運用に関する基本方針（基本ポートフォリオを含む。以下同じ。）については、引き続き、機構ホームページで公表した。また、同基本方針の見直しについては、平成27年9月に外部有識者からなる資産運用委員会で検討を行ったが、見直しの必要はないとの結論を得た。  ③ 基本ポートフォリオの見直し時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについて、平成27年9月の資産運用委員会で検証を行った結果、見直しの必要はないとの結論を得た。  <その他の指標> なし	<主要な業務実績>  ① 毎月、資産全体の資産構成割合と長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）との乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。	<評定と根拠>  評定：B  ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成26年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公表を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。  ○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる資産運用委員会の議を経て平成27年4月に見直した基本ポートフォリオに基づき運用を実施し、運用実績については、中国経済の減速、原油価格の低迷、円高等により厳しい金融市場環境の中で、資産合計で年1.26%の運用利回りを確保するとともに、資産ごとの運用利回りについても概ねベンチマーク收益率を確保した。  ○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成するとともに、地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。  ○ その結果、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、回答者の98%から「満足した」との回答を得ている。  ○ 以上のことから「所期の目標を達成している」と評価できる。	評定 B  <評定に至った理由>  ○ 心身障害者扶養保険事業については、資産運用の外部専門家で構成する資産運用委員会の議を経た上で策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」の長期的に維持すべき基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用している。平成27年度については、平成27年4月に見直した基本ポートフォリオに基づき、各資産ともパッシブ運用を中心として、概ね資産ごとのベンチマーク收益率を確保している。  ○ また、平成27年9月の資産運用委員会において、「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」及び基本ポートフォリオの見直し時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについて、検証を行っている。  ○ 平成27年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成26年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書をとりまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市へ報告するとともに、障害者関係団体へ説明、当法人ホームページで公表し、事業の透明性の確保に努めている。  ○ 事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応し、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、回答者の98%から「満足した」との回答を得ている。  ○ 以上のことから「所期の目標を達成している」と評価できる。

<p>置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>	<p>(1) 財政状況の検証</p> <p>平成26年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会（以下、「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。</p> <p>なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</li> <li>○ 平成27年9月に外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、平成26年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告するとともに、機構ホームページでの公表、障害者関係団体への説明を実施した。</li> </ul>	<p>て、回答者の98%から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った結果、年金給付金支払決定件数に占める、年金請求までに時間を要したケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の平成27年度の割合（1.70%）は、第2期中期目標期間の実績（5.24%）を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止を図ることができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	---	--

<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとと</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</p>	<p>○ 資産運用委員会の議を経て、平成27年4月1日に見直しを行った運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。</p>	
--	--	--	---	---	--

<p>もに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p>	<p>用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。 ・ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割</p>	<p>用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p> <p>○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>扶養保険資金について、運用受託機関への委託等に○ 運用受託機関等</p>	<p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p> <p>[平成27年4月～平成28年3月(年率)]</p> <table border="1" data-bbox="1337 720 1931 1102"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">有価証券</th> <th>国内</th> <th>債券</th> <td>5.40%</td> <td>5.44%</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>株式</th> <th>▲10.82%</th> <td>▲10.60%</td> <td>0.22%</td> </tr> <tr> <th>国外</th> <th>債券</th> <td>▲2.74%</td> <td>▲2.74%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <th>株式</th> <th>▲8.64%</th> <td>▲8.59%</td> <td>0.06%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各資産の運用実績は時間加重収益率</p> <p>○ 上記①のとおり、毎月1回乖離状況を把握するとともに、5月及び6月において基本ポートフォリオの乖離許容幅に収まるようにリバランスを行った。</p> <p>○ 每月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因及び各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。</p> <p>○ 月次報告及び年4回(四半期毎)の運用受</p>	区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	5.40%	5.44%	株式	▲10.82%	▲10.60%	0.22%	国外	債券	▲2.74%	▲2.74%	0.00%	株式	▲8.64%	▲8.59%	0.06%
区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																						
有価証券	国内	債券	5.40%	5.44%																						
	株式	▲10.82%	▲10.60%	0.22%																						
	国外	債券	▲2.74%	▲2.74%	0.00%																					
	株式	▲8.64%	▲8.59%	0.06%																						

	<p>合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。</li> </ul>	<p>より運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産全体 資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。</li> <li>・ 各資産 各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。</li> <li>・ 運用受託機関等 運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの</li> </ul>	<p>に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。</p>	<p>託機関等との定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。</p>	
--	--	--	--	---	--

			管理等を行 い、適切に 管理する。  なお、運用 状況について は、毎月実績 報告を受け、 ベンチマーク 収益率との乖 離状況を把握 するとともに、 年4回（四半 期毎）ヒアリン グを実施する。		
③ 運用に関する基本方針の見直し  運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。	③ 運用に関する基本方針の見直し  運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	③ 運用に関する基本方針の見直し  運用に関する基本方針を見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。	○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるとときは速やかに見直しを行っているか。	○ 上記②のとおり。	
④ 基本ポートフォリオの策定  基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資	④ 基本ポートフォリオの策定  基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資	④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保  基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに	○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに	○ 上記③のとおり。	

<p>産構成とすること。 なお、策定に際しては以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。</li> <li>基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。</li> </ul> <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随时見直すこと。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用</p>	<p>産構成とする。なお、策定に際しては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。</li> <li>基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。</li> </ul> <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随时見直す。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用</p>	<p>会で検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っている。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、その内容を内</p>	<p>に、必要に応じて隨時見直しているか。</p> <p>○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき不足すると見込まれる流動性（現金等）をリバランスの際に考慮する等により、必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶</p>		
--	---	---	--	--	--

<p>実績を確認する等の検証を行うこと。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るために、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p>部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るために、事務担当者会議を開催する。</p>	<p>部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。 また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。</p>	<p>養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 ○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。</p> <p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、質問事項については、国とも連携して回答を作成するとともに、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。 会議後、出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の98%から「満足した」との回答を得ることができた。</li> <li>○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換及び情報交換を行った。</li> <li>○ 地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を通して、加入者・年金管理者及び年金受給者等へ配布することにより、制度のより一層の周知を図った。</li> <li>○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として地方公共団体に対して、加入者名簿を送付し、加入者及び保険対象障害者の現況について調査・確認の依頼を行い、確認結果について報告を受け、機構と地方公共団体の加入者名簿の照合を行うとともに、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。</li> </ul>
---	--	---	---	--

				<p>もに、年金給付金等の請求遅延・遗漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。その結果、年金給付金支払決定件数に占める、年金請求までに時間を要したケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の平成27年度の割合（1.70%）は、第2期中期目標期間（5.24%）を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 扶養保険事業における運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で1.26%を確保した。</li> <li>○ 資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、資産運用委員会の議を経たうえで策定し、扶養保険資金の運用を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）</li> <li>⇒ 扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保</li> </ul> </li> <li>・ 機構の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（運用に関する基本方針の策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定等）</li> <li>⇒ 運用環境の検証及び財務状況の検証等を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告</li> </ul> </li> <li>・ 運用受託機関の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 運用及び資産管理に関するガイドライ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

			<p>に分析しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保） ⇒ 機構に対し毎月及び四半期毎に運用実績を報告</li> <li>○ 運用委託先の選定・評価については、「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」（平成27年4月改正）において規定されており、資産管理機関への委託については「運用及び資産管理に関するガイドライン」に規定されている。 なお、運用委託先の評価については、当該基本方針において、原則として3~5年ごとに実施することとされている。（平成24年度実施済。次回は平成28~29年度の間で実施予定）</li> <li>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</li> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>	
--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1—8	福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）												
業務に連する政策・施策	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号						
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビューシート番号702						
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
年間ヒット件数 (計画値)	7,000万件 以上	—	7,000万件 以上	7,000万件 以上	7,000万件 以上	7,000万件 以上	7,000万件 以上	予算額（千円）					
年間ヒット件数 (実績値)	—	14,384万件	7,588万件	8,768万件	8,781万件			決算額（千円）					
達成度	—	—	108.4%	125.3%	125.4%			経常費用（千円）					
利用者満足度 (計画値)	90%以上	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	経常利益（千円）					
利用者満足度 (実績値)	—	83.1%	90.4%	94.5%	95.1%			行政サービス実施コスト（千円）					
達成度	—	—	100.4%	105.0%	105.7%			従事人員数					

(注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① 中期目標期間中ににおける年間ヒット件数を 7,000 万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を 90 %以上とする。  <その他の指標> なし  <評価の視点> ○ 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めているか。	<主要な業務実績> ① 平成 28 年 3 月末における年間ヒット件数については 8,781 万件、利用者満足度指数については 95.1%となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A ○ WAM NET 事業においては、子ども・子育て支援新制度、改正介護保険法施行に伴い、変更・制定された制度の経緯や概要等のポイントを整理した制度解説ページを新設するとともに、関連のコンテンツについて、全面的に改定を行うなど、提供情報の質の向上を図ったほか、「WAM NET 授産品・芸術品ギャラリー」について、登録事業所数を昨年度の 46 事業所から 113 事業所に拡大し、提供情報を拡充した結果、ヒット件数は 8,781 万件となり、中期計画の目標値を上回ることができた。 ○ 「イベント・セミナー情報」コーナーへ Web 上から直接掲載申込みを行えるよう機能の見直しを行い、申込み方法の簡素化及び掲載手続きの迅速化を図るとともに、利用状況調査を踏まえ、厚生労働省等の会議資料を案内している「行政情報閲覧ランキング」及び「都道府県 RSS」にて掲載している都道府県ホームページの更新情報について、見やすさ・探しやすさなどの観点から介護・医療等の分野ごとに情報提供するなど、利用者の利便性の向上を図った結果、利用者満足度についても 95.1%となり、中期計画の目標値を上回ることができた。 ○ WAM NET 基盤を活用した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築については、厚生労働省及び機構職員で構成するプロジェクト会議を定期的に開催し、システム要件定義書及び調達仕様書の作成にあたって適切に進捗管理を実施したこと、一般競争入札にて設計・開発業者の選定まで完了することができた。 ○ 平成 27 年度より、機構の 4 つの部署において WAM NET 基盤を活用して連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、機構内の各担当部署と外部団体等との各種事務手続きの円滑化を支援しており、機構の業務効率化に大きく寄与している（例えば、書類の提出等について、掲示板を介して容易・	評定 B <評定に至った理由> ○ 当該事業については、子ども・子育て支援新制度、改正介護保険法施行に伴い、変更・制定された制度の経緯や概要等のポイントを整理した制度解説ページを新設するとともに、関連のコンテンツについて、全面的に改定を行うなど、提供情報の質の向上を図ったほか、「WAM NET 授産品・芸術品ギャラリー」について、登録事業所数を昨年度の 46 事業所から 113 事業所に拡大し、提供情報を拡充した結果、ヒット件数は 8,781 万件となり、中期計画の目標値を上回った（目標値 7,000 万件以上に対し、8,781 万件）。さらに、利用者満足度についても 90% と高い目標を中期計画で設定している中、その目標を上回る 95.1% をあげ、かつ、この 3 年間でその数字を順調に向上させている。 ○ WAM NET 基盤を活用した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築については、厚生労働省及び機構職員で構成するプロジェクト会議を定期的に開催し、システム要件定義書及び調達仕様書の作成にあたって適切に進捗管理を実施したこと、一般競争入札にて設計・開発業者の選定まで完了することができた。 ○ 平成 27 年度より、機構の 4 つの部署において WAM NET 基盤を活用して連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、機構内の各担当部署と外部団体等との各種事務手続きの円滑化を支援しており、機構の業務効率化に大きく寄与している（例えば、書類の提出等について、掲示板を介して容易・
(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間における年間ヒット件数を 7,000 万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を 90 %以上とする。	(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間における年間ヒット件数を 7,000 万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を 90 %以上とする。	(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間における年間ヒット件数を 7,000 万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を 90 %以上とする。				

				<p>サービス事業所情報等に掲載している法人情報にマイナンバー（法人番号）を併記することにより、提供情報の適正化及び法人情報活用に係る利用者の利便性向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間ヒット件数及びアンケート調査における情報利用者の満足度指数について中期計画を達成しているか。</li> <li>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</li> <li>○ 「イベント・セミナー情報」コーナーへWeb上から直接掲載申込みを行えるよう機能の見直しを行い、申込み方法の簡素化及び利便性の向上を図るとともに、掲載手続きの迅速化を図った。</li> <li>○ 利用状況調査を踏まえ、厚生労働省等の会議資料を案内している「行政情報閲覧ランキング」及び「都道府県RSS」にて掲載している都道府県ホームページの更新情報について、見やすさ・探しやすさなどの観点から介護・医療等の分野ごとに情報提供することにより、利用者の利便性向上を図った。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>キュリティを確保しつつ、外部団体等からの書類提出の迅速化や、外部団体等における各種事務手続きの進捗管理の効率化が図られるなど、機構の各担当部署と外部団体等の事務負担の軽減に大きく寄与することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営サポートセンターと連携し、「平成27年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート」及び「特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人の経営動向調査」を実施したほか、機構内の各担当部署と外部団体等との連絡用掲示板を設置するなど、WAM NET基盤を業務横断的に積極活用することで、国の福祉保健医療施策の推進及び機構業務の効率化を実現するとともに、利用者サービスを大幅に向上させた。</li> </ul>	<p>迅速に実施できるようになった)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以上、所期の目標を達成していることから、「B」と評価する。</li> </ul>
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。	(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。</li> </ul> <p>○ 社会福祉法の改正（平成28年3月31日成立）に伴う社会福祉法人制度改革の一環として、社会福祉法人における事業運営の透明性の向上を図るため、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を構築することとなり、システムの構築にあたっては、情報の一元化やシステム構築期間を考慮すると、WAM NETを活用することが有効であるとの判断により、福祉医療機構法第12条第1項第11号に「福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理」と規定された機構の業務として、WAM NET基盤を活用することが決定された。</p> <p>平成27年度においては、厚生労働省及び機構職員で構成するプロジェクト会議を定期的に開催し、システム要件定義書及び調達仕様書を作成のうえ、一般競争入札にて設計・開発業者を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 退職手当共済事業及び福祉医療貸付事業の電子届出の利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問合</li> </ul>		

				<p>せに対応し、電子届出業務の円滑な実施を支援した。(電子届出の利用率：退職手当共済 87% (前年度 85%)、福祉医療貸付事業の事業報告書 68% (前年度 66%))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉振興助成事業における助成団体等向けのメールマガジン（23回）及び退職手当共済事業の電子届出システムの利用者に向けたお知らせ（15回）を、WAM NETのメール一括配信機能を活用して円滑に配信した。</li> <li>○ 経営サポートセンターと連携し、「平成27年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート」及び「特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人の経営動向調査」を実施した。</li> <li>○ 平成27年度より、以下の部署においてWAM NET基盤を活用して連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、機構の各担当部署と外部団体等との各種事務手続きの円滑化を支援した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WAM助成連絡システム：助成事業部と助成先団体</li> <li>・ 扶養保険事業連絡システム：扶養保険課と関係団体等</li> <li>・ 特約火災連絡掲示板及び団体信用生命保険連絡掲示板：顧客業務課と火災保険会社</li> <li>・ 決算関係連絡掲示板システム：経理課と監査法人</li> </ul> </li> <li>○ WAM NETの利用登録機関に対して、隔週で配信するメールマガジンにおいて、バナー広告の募集を行うとともに、月刊誌WAMにバナー広告募集を掲載しPRを行うなど、自己収入の拡大に努めた。(実績：41件 6,404千円)</li> <li>○ 調書No.2-2（経費の節減）参照</li> </ul>	
(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。	(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。	(4) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。			

			継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

## 様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—9	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業		
業務に関する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第12号及び第13号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
								予算額（千円）	(年担) 2,512,819 (労担) 35,065	(年担) 2,441,996 (労担) 31,798	(年担) 2,115,234 (労担) 32,476		
								決算額（千円）	(年担) 2,386,222 (労担) 33,538	(年担) 2,214,083 (労担) 32,199	(年担) 1,634,632 (労担) 25,346		
								経常費用（千円）	(年担) 2,317,729 (労担) 31,591	(年担) 2,094,950 (労担) 32,995	(年担) 1,672,302 (労担) 26,303		
								経常利益（千円）	(年担) 44,056 (労担) 868	(年担) 118,060 (労担) △2,580	(年担) 16,424 (労担) △1,424		
								行政サービス実施コスト（千円）	(年担) △93,168 (労担) 32,823	(年担) △253,471 (労担) 20,251	(年担) △19,574 (労担) △1,428		
								従事人員数	(年担) 16.98人 (労担) 0.32人	(年担) 16.03人 (労担) 0.31人	(年担) 16.35人 (労担) 0.32人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、平成22年4月の「行政刷新会議事業仕分け」等を受けて平成25年3月に国が策定した「年金担保貸付事業廃止計画」を踏まえ、年金受給者にとって真に必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう配慮した制度改正を平成26年12月に実施して以降、借入を希望する者に対してパンフレット、機構ホームページ及び相談電話等を通じて改正後の制度内容について周知を図り、年金受給者の一時的な資金需要に対して疎明資料に基づく真に必要な資金を融資した結果、平成27年度においては年金担保貸付事業で102,046件 56,015百万円、労災年金担保貸付事業で1,555件 1,314百万円となつた。また、貸付残高においては年金担保貸付事業で275,654件 87,754百万円、労災年金担保貸付事業で4,256件 2,073百万円となり、年金受給者の一時的な資金需要が依然として根強く存在している状況が確認できた。 なお、制度改正後に係る対応として、新たに導入した疎明資料による資金使途・必要額の確認について受託金融機関や利用者から寄せられた問い合わせを整理し、受託金融機関事務説明会において取扱いの周知徹底を図った。 ○ 特殊法人における個人情報の流出に伴い基礎年金番号が変更となった借入者及び新規申込者に対しては、利用者の利便性に配慮し、個別処理による対応を行った。 ○ 広報活動については、引き続き平成26年12月の制度改正内容及び他の公的貸付制度を周知するため、パンフレットを作成し、受託金融機関の他、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等に協力を依頼した結果、新たに5団体の協力を得られることとな	評定 B <評定に至った理由> ○ 当該事業における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成27年5月25日改定 総務大臣決定)に則して記載されており質が高く、評価の視点に則り業務実績を具体的に記述する等、十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できる。 ○ なお、「年金担保貸付事業廃止計画」に基づき、平成26年12月に事業縮減を図り、平成27年度においては、貸付金額が対前年削減率は▲39.2%、改正前の平成25年度との削減率は▲51.6%と50%以上の削減を図ることができた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き「年金担保貸付事業廃止計画」に従って適切な措置を講じることを期待する。

	(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。	(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。	<評価の視点>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、業務運営コストを分析し、中期目標期間中の損益が均衡するような適正な金利水準とするため、貸付金利の検証を年2回実施し、安定的かつ効率的な事業運営を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成27年7月には、中期目標期間中の損益が均衡するよう平成26年度決算等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の据え置きを決定</li> <li>② 平成28年2月には、平成28年1月までの執行状況等を踏まえ、収支状況への影響を検証し、貸付金利の引上げを決定</li> </ul> </li> <li>○ 上記の結果、平成27年度決算において、年金担保貸付事業において33百万円、労災年金担保貸付事業において1百万円の当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を実施することができた。</li> </ul>	<p>り、合計28団体の協力により、幅広い広報活動を実施することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話による問い合わせに対しては、自動応答システムにより、一般的な制度に対する照会については24時間365日の案内を行うとともに、利用者から借入限度額についての問合せが多く寄せられたため、機構ホームページに借入限度額を容易に計算できる年金担保融資限度額計算シミュレーションを掲載して更なる利用者サービスの向上を図った。</li> <li>○ 貸付金利の設定にあたっては、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより安定的かつ効率的な業務運営を実施した。</li> <li>○ 平成26年12月の制度変更による影響を含めて、平成27年度を通じて、毎月貸付実行等に係るデータの動向を整理・分析して厚生労働省に提供するなど今後の年金担保貸付事業のあり方に係る検討に寄与した。</li> </ul> <p>また、上記に加え年金担保貸付利用者の実態を把握するため、アンケート調査を行うこととし、10,000人を対象にアンケート調査票を平成28年3月に送付した。(回答期限:平成28年5月)</p>
	(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。	(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。	<課題と対応>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の実施状況を把握し、国の要請に応じて見直しの基本方針に基づく国における計画立案に必要な基礎資料を毎月提供したことにより、平成23年度～平成26年度までの月別、都道府県別、年齢別等の貸付実行に係る統計資料を提供した。</li> </ul> <p>また、平成26年12月の制度変更後における年金担保貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後の借入者から10,000人を抽出し、平成28年3月にアンケート調査票を送付した。</p>	<p>年金担保貸付事業については、国において平成25年3月に策定した「年金担保貸付事業廃止計画」に掲げられている平成28年度の具体的な廃止時期の判断に向けて、機構から厚生労働省に対してデータ提供を行うとともに、厚生労働省と連携して必要な検討を進める。</p>

	った者に係る返済条件の緩和を行うこと。	った者に係る返済条件の緩和を行う。	た者に係る返済条件の緩和を行う。	を行っているか。	<p>となつた。</p> <p>また、制度変更後の運用状況を踏まえ、申込時に必要な使途確認等に係る疎明資料の取扱いについて明確化し、受託金融機関説明会等で取扱いの留意事項等の周知を図ることにより、運用の適正化を図つた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。</li> </ul> <p>また、災害救助法の適用となった平成27年5月の口永部島噴火及び9月の台風18号の大震による被災者に係る返済条件の変更措置について機構ホームページによる周知を行い、1件の変更承認を行つた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図つているか。</li> <li>○ 平成26年12月の制度変更の内容と他の公的貸付制度の周知のため、パンフレットを作成して受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等(23団体)に配布するとともに、機構ホームページにおいて制度の周知を行つた。</li> <li>○ 電話相談について自動応答システムを平成27年4月から本格的に稼働させ、一般的な制度の照会については24時間365日の案内が可能となり、利用者サービスの向上を図つた。</li> <li>○ 借入限度額を容易に計算できるよう、機構ホームページに「年金担保融資・限度額・計算シミュレーション」を掲載し、利用者の利便性向上を図つた。</li> </ul>	
(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。	(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知するとともに、平成26年12月の制度取扱変更に係る利用者及び関係機関等からの問合せに適切に対応する。 また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関	(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知するとともに、平成26年12月の制度取扱変更に係る利用者及び関係機関等からの問合せに適切に対応する。 また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関			

		<p>への相談につなげるための情報提供を行う。</p> <p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。</p>	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するため、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</li> <li>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i ) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii ) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。</li> <li>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託金融機関事務打合せ会議等により更なる利用者への適切な対応について周知徹底に努めているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託金融機関の窓口等における利用者に対し適切に対応するため、受託金融機関事務打合せ会議等を全国 7か所で開催し、平成 26 年 12 月の制度変更後の留意事項等について周知を行った。</li> <li>○ 特殊法人における個人情報の流出に伴う基礎年金番号の変更を受け、年金担保貸付に係る貸付審査等の事務処理方法について、受託金融機関に対し、二度にわたって通知するなど適切な対応を行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収にあたっては各年金支給月に年金支給機関より機関が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。 また、信用保証機関の利用率が 99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が 0.16%、労災年金担保貸付事業が 0.34%にとどまっている。 なお、両事業における比率に差が生じているが、主な要因は、機関が各事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を</li> </ul>	
--	--	---	---	--	--

			<p>直しの必要性等の検討が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</li> </ul> <p>&lt;平成 26 年度業務実績評価結果の反映状況&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〔今後の課題〕</p> <p>引き続き「年金担保貸付事業廃止計画」に従って適切な措置を講じることが期待される。</p> </div> <p>平成 27 年度においては、年金担保貸付事業廃止計画に掲げられた平成 28 年度における具体的な廃止時期の判断に必要な基礎資料を毎月提供するとともに、平成 23 年度～平成 26 年度の月別、都道府県別、年齢別等の貸付実行に係る統計資料を提供した。さらに、平成 26 年 12 月に行った制度変更後における貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後の借入者から 10,000 人を抽出し、アンケート調査を実施しているところである。</p>	
--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1－1 0	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務												
業務に連する政策・施策						当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2項						
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政事業レビュー	なし						
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
貸付先の財務状況等把握回数（計画値）	年1回	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	予算額（千円） 2,750,618					
貸付先の財務状況等把握回数（実績値）	—	年1回	年1回	年1回	年1回			決算額（千円） 2,430,545					
達成度	—	—	100.0%	100.0%	100.0%			経常費用（千円） 2,482,634					
債権分類の実施回数（計画値）	年1回	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	経常利益（千円） 41,127,033					
債権分類の実施回数（実績値）	—	年1回	年1回	年1回	年1回			行政サービス実施コスト（千円） △32,419,680					
達成度	—	—	100.0%	100.0%	100.0%			従事人員数 25.43人					
保証履行能力の把握回数（計画値）	年1回	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回						
保証履行能力の把握回数（実績値）	—	年1回	年1回	年1回	年1回								
達成度	—	—	100.0%	100.0%	100.0%								
回収率(平成18年度～26年度平均)	—	(※) 13.2% (うち直接貸付) (※) 25.3%	—	—	—								
回収率（実績）	—	—	—	—	14.9% (うち直接貸付) 51.1%								
達成度	—	—	—	—	112.9% (うち直接貸付) 201.9%								

※ 平成18年度～平成26年度における最大値・最小値の回収率の平均

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	<b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</b> (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	<b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</b> (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	<b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</b> ① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。 ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。 ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。	<主な定量的指標> <主要な業務実績> ① 年1回実施し、中期計画を達成した。 ② 年1回実施し、中期計画を達成した。 ③ 年1回実施し、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A ○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、年1回の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。 また、解散等を予定している貸付先については、保証機関等関係先との調整を行い、別法人への債務引受とする対応策を講じた。 ○ 早期対応が必要な転貸法人等に対し、合併するための手続き等について情報提供するなどの必要な支援・調整を行った結果、合併等の対応を図ることができた。 ○ 短期延滞債権については、転貸法人等に対し迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底するとともに、長期延滞債権については、回収促進のため、機構が直接競売申立てを実施し、受託金融機関に指示のうえ、必要に応じて、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行った。 ○ 上記の取組みの結果、当該事業を承継した平成18年度以降の残高に対する回収率の平均(13.2%)を上回る14.9%(112.9%増)の回収を図ることができ、特にこのうち機構自ら債権の管理、回収を行う直接貸付分については、約定延滞防止や今後の償還計画の確認等の観点等から取り組んできた約定前の事務説明(20社)を平成27年度においては全ての貸付先(90社)に拡大したこと等により、同回収率の平均25.3%を大幅に上回る51.1%(201.9%増)の回収を図ることができた。 ○ また、福祉医療機構法改正(平成27年10月施行)を受けて、元本回収部分に係る国庫納付を従前の年1回から年4回の定期納付に変更する対応を、平成28年1月から円滑にスタートさせ、公的年金の給付財源に結び	評定 B <評定に至った理由> ○ 承継債権管理回収業務で回収した住宅融資等債権については、毎年度、福祉医療機構から国の年金特別会計に納付され、公的年金の給付財源に充当されたところであるが、平成27年度においては、福祉医療機構が受託金融機関や転貸法人に対し、説明会等を利用して債権回収及び延滞債権の着実な督促等を行うよう指導を行った結果、1,075億円(回収率14.9%。平成18年度以降の最大最小平均13.2%を上回る)を回収することができた。 ○ 特にこのうち直接貸付分(事業所への貸付)については、約定延滞の防止の観点等から取り組んできた事務説明を20社から全事業所の90社へ拡大したこと等により、47億円(回収率51.1%。平成18年度以降の最大最小平均25.3%の倍(202%増)で過去最高)を回収することができた。 ○ また、承継債権管理回収業務で回収した貸付金利息については、経常経費を控除した上で国庫に納付することとなっている。この経常経費のうち抵当権移転登記にかかる司法書士への報酬支払について、日本司法書士会連合会と報酬単価の引き下げに係る協議を行った結果、1件当たりの単価を10,000円から5,000円へ引き下げ、平成27年度の報酬支払総額は7,300万円となり、前年度と比べて1億円の大幅な削減(▲57.8%)を行なった。 ○ 住宅融資等債権等は、従来、翌事業年度に損益計算を経た後に、元本と利息をまとめて年1回、年金特別会計に納付していたところであるが、福祉医療機構法を改正(平成27年10月施行)し、元本回	

<p>の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p>	<p>ともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権</p>	<p>は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p> <p>また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行っているか。</p> <p>(3) 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>(4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権</p>	<p>行能力の評価等を行っているか。</p> <p>○ 連帯保証人の状況について調査を実施するとともに、必要に応じて保証人を変更するなど、債権保全措置を行った。</p> <p>○ 全額債務保証を行っている金融機関について、財務諸表を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力等の評価を行った。</p> <p>○ 受託金融機関事務打合せ会議について、開催時期、開催回数を検討のうえ、受託金融機関の繁忙期等を考慮した開催時期に変更し、引き続き、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で全国7か所計8回開催した。</p> <p>○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。</p> <p>○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。</p> <p>○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>○ 解散等を予定している貸付先について、保証機関等関係先との調整を行い、別法人への債務引受とする対応策を講じた。</p> <p>○ 約定延滞防止等の観点から取り組んできた直接貸付分に係る事務説明について、従来の20社から平成27年度においては全ての貸付先90社へ拡大した。</p> <p>○ 破綻した保証会社に代わって関係金融機関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第三者弁済契約の期限が、平成29年度に到来</p>	<p>付く一層効率的な枠組を実現させた。</p> <p>○ なお、破綻した保証会社に代わって関係金融機関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第三者弁済契約の期限が、平成29年度に到来することを踏まえ、機構から提示した基本方針に基づき、転借人に大きな混乱を生じさせない対応を目指して関係者との協議を進めた。特に、対象となる13転貸法人のうち7法人については、10年間の存続ができない一方、関係金融機関への債権一括譲渡も難しい状況にあったため、これら7法人による新設合併（費用削減▲25%程度）を打ち出すとともに、現地訪問を含めて54回にわたる交渉・協議を重ねることにより、難航する調整を開拓し、平成28年3月には13の転貸法人及び213の金融機関等全てとの合意が得られることとなった。その結果、10年間にわたり第三者弁済契約を延長する取扱いを通じて、今後の安定的な業務運営に寄与することとなった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>収部分に係る国庫納付を年4回の定期納付に変更する対応を平成28年1月から開始し、公的年金の給付財源に効率的に結び付ける枠組みを実現させた。</p> <p>○ なお、平成27年4月1日から9月30日までに回収された債権の元本701億円を平成28年1月に国庫納付することができた。（平成27年国庫納付総額2,520億円（平成26年度2,203億円））</p> <p>○ さらに、この承継債権管理回収事業のうち、一部の転貸法人については、利用者からの長期延滞が発生した場合に、転貸法人の債務保証を行っている関係金融機関が第三者弁済を行い、回収を継続する旨の契約を平成14年度に締結していたが、平成29年度にその契約期限を迎えることとなるため、平成27年度において、福祉医療機構と関係機関が協議・調整を重ね、当該法人が213金融機関との間で契約をさらに10年間延長する合意が実現し、これにより今後の回収業務の安定的継続に資することとなった。</p> <p>○ 以上、所期の目標を達成していることから、「B」と評価する。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き早期対応が必要な転貸法人に対して、状況に応じた処理方策を策定させること、適正な業務実施に努めることを期待する。</p>
--	---	--	---	--	--

	<p>うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p> <p>破綻した保証会社に代わって金融機関が転貸法人に対して弁済を行う期限が平成29年度に到来することを踏まえ、新たに策定した期限終了以降の基本方針等に基づき、関係者と以後の対応を協議する。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。</p>	<p>の発生抑制に努める。</p> <p>破綻した保証会社に代わって金融機関が転貸法人に対して弁済を行う期限が平成29年度に到来することを踏まえ、新たに策定した期限終了以降の基本方針等に基づき、関係者と以後の対応を協議する。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。</p>	<p>することを踏まえ、機構から提示した基本方針に基づき、転借人に大きな混乱を生じさせない対応を目指して関係者との協議を進めた。特に、対象となる13転貸法人のうち7法人については、10年間の存続ができない一方、関係金融機関への債権一括譲渡も難しい状況にあったため、これら7法人による新設合併（費用削減▲25%程度）を打ち出すとともに、現地訪問を含めて54回にわたる交渉・協議を重ねることにより、難航する調整を開拓し、平成28年3月には13の転貸法人及び213の金融機関等全てとの合意が得られることとなった。その結果、10年間にわたり第三者弁済契約を延長する取扱いを通じて、今後の安定的な業務運営に寄与することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更211件、民事再生法の適用による返済条件の変更16件、東日本大震災の被災者に対する返済条件の変更1件、計228件の措置を講じた。</li> </ul> <p>また、平成27年9月の台風18号の大震による災害等の被災者に係る返済条件の変更措置について、機構ホームページによる周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実績等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、専門員及び転貸法人からの定期報告（年2回）及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議を開催し、専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を行った。</li> <li>○ 早期対応が必要な転貸法人等に対し、合併するための手続き等について情報提供するなどの必要な支援・調整を行うことにより、合併等の対応を図った。</li> </ul>	
	<p>⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。</p> <p>早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等を策定させ、</p>	<p>(5) 転貸法人等に対して、国と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。</p> <p>早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等を策定させ、適切な債権回収に努めてい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進させているか。</li> </ul>	

		<p>適切な債権回収に努める。</p> <p>による処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。</p> <p>また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る専門員を派遣するとともに、年1回以上専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。</p>	<p>るか。</p>	
<p>③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人にに対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>⑥ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人にに対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p>	<p>(6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。</p> <p>また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人にに対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人にに対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</li> <li>○ 短期延滞債権については、転貸法人に対し、迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底した。</li> <li>○ 長期延滞債権については、回収促進のため、機構が直接競売申立てを実施するとともに、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じて、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行った。また、回収が困難な長期延滞債権については、実地調査等により実情等を把握し、貸倒債却処理を行った。(実績: 78件)</li> <li>○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日(基本的に9月と3月の年2回)に、貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。</li> </ul>	

			<p>れているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i ) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii ) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。</li> <li>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民のニーズと併れている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証</li> </ul>	
--	--	--	---	--

(2) 承継教育資金 貸付けあっせん 業務 「独立行政法 人整理合理化計 画」(平成19年 12月24日閣 議決定)を踏 まえ、引き続き、 承継教育資金貸 付けあっせん業 務を休止するこ と。	(2) 承継教育資金 貸付けあっせん 業務 承継教育資金 貸付けあっせん 業務については、 引き続き、業務 を休止する。		を行い、その結果 に基づき、見直し を図っているか。	

<平成26年度業務実績評価結果の反映状況>

[今後の課題]

引き続き早期対応が必要な転貸法人に対  
して状況に応じた処理方策を策定させるな  
ど、適正な業務実施に努めることが期待さ  
れる。

早期対応が必要な転貸法人等に対し、合併  
するための手続き等について情報提供するな  
どの必要な支援・調整を行うことにより、合  
併等の対応を図った。

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2－1	業務・システムの効率化と情報化の推進							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第3 業務運営の効率化に関する事項  通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点>	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B  ○ 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業に係る入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札により業者を選定するとともに、年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達については、更なる経費削減を図るために、平成28年度から2年間の複数年契約を前提とした調達仕様書を作成し、業者を選定することができた。  ○ 福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム、事業報告書等電子報告システム及び経営分析参考指標策定システム等について、それぞれ必要不可欠な改修を実施し、業務の実施を効率的かつ安定的に支援することができた。  ○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築においては、厚生労働省と機構職員で構成するプロジェクト会議を定期的に開催し、全体プロジェクト計画書に沿って、システム要件定義書及びシステム設計・開発業者選定のための調達仕様書を作成し、一般競争入札（総合評価落札方式）により技術力の評価も行うことによって、質の高い設計・開発業者を選定することができた。  ○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るために、外部研修や、CIO補佐官によるIT人材育成のための研修を実施するとともに、福祉医療機構の職員のITリテラシー向上を図るために、CIO補佐官による職員研修の実施や、情報管理担当部署によるOA研修及び業務システム操作研修等を実施するなど、引き続き当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。  ○ この他、平成27年6月1日に判明した特殊法人における大量個人情報の流出を契機として、情報セキュリティ対策として、判明日翌日に標的型攻撃メールに対する対応方法について情報セキュリティ管理者より全役職員に指示を行ったほ	評定 B  <評定に至った理由> ○ 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業に係る入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札により業者を選定するとともに、年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達については、更なる経費削減を図るために、平成28年度から2年間の複数年契約を前提とした調達仕様書を作成し、業者の選定を行ったこと等により、業務システムの効率化に取り組んでいる。 ○ また、WAM NET基盤を活用した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築については、厚生労働省及び機構職員で構成するプロジェクト会議を定期的に開催し、システム要件定義書及び調達仕様書の作成にあたって適切に進捗管理を実施したこと、一般競争入札にて設計・開発業者の選定まで完了することができたことは、今後のシステム設計・展開に向けた大きな前進である。 ○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るために、外部研修や、CIO補佐官によるIT人材育成のための研修を実施するとともに、福祉医療機構の職員のITリテラシー向上を図るために、CIO補佐官による職員研修の実施や、情報管理担当部署によるOA研修及び業務システム操作研修等を実施するなど、引き続き当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。 ○ この他、平成27年6月1日に判明した特殊法人における大量個人情報の流出を契機として、情報セキュリティ対策として、判明日翌日に標的型攻撃メールに対する対応方法について情報セキュリティ管理者より全役職員に指示を行ったほ	
1 業務・システムの効率化と情報化の推進  (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。  (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進  (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。  (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努めること。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進  (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減等を図っているか。  (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第3期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の継続的な改善に努めているか。					

				<p>することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築については、厚生労働省と機構職員で構成するプロジェクト会議を定期的に開催し、システム要件定義書を作成するとともに、システム設計・開発業者選定のための調達仕様書を作成し、一般競争入札（総合評価落札方式）にて設計・開発業者を選定した。</li> </ul> <p>○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p>	<p>グ研修：受講者 264 名）及び業務システム操作研修等（集合研修：受講者 42 名）を実施した。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	<p>か、年金担保貸付事業に係る個人情報を含むデータをインターネットと分離したオフライン環境へ直ちに移行するなど、迅速な対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さらには、技術的対策として、機構のネットワーク環境をインターネットに接続する環境（オープンセグメント）と個人情報等を保存する当機構内に閉じた環境（クローズセグメント）に分離し、ネットワークの二重化を行うことで、業務の効率性も確保しつつ、万全のセキュリティ環境を整備した。</li> <li>○ 以上のことから、所期の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。</li> </ul>
				<p>○ 職員に対する ITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p> <p>○ 機構職員の ITリテラシーの向上を図ることを目的に策定した平成 27 年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等による OA 研修（e- ラーニング研修（14 コース）、受講者 264 名）、業務システム操作研修等（集合研修：ホームページ他 5 回、受講者 42 名）及び CIO 補佐官による昨今の政府機関等に対するサイバー攻撃等を踏まえた情報セキュリティの現状に係る研修（集合研修：受講者 66 名）を実施した。</p>		

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2—2	経費の節減							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は 198 百万円、業務経費は 1,003 百万円	(一般管理費) 233 (業務経費) 1,056	(一般管理費) 226 (業務経費) 1,045	(一般管理費) 219 (業務経費) 1,034	(一般管理費) 212 (業務経費) 1,024	(一般管理費) 205 (業務経費) 1,013	(一般管理費) 198 (業務経費) 1,003	—
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の 100%	—	(一般管理費) 206 (業務経費) 592	(一般管理費) 203 (業務経費) 611	(一般管理費) 224 注 2(218) (業務経費) 638			—
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成 24 年度（一般管理費 233 百万円、業務経費 1,056 百万円）と比べて一般管理費は 15 %程度、業務経費は 5 %程度削減		(一般管理費) 11.5% (業務経費) 43.9%	(一般管理費) 12.5% (業務経費) 42.1%	(一般管理費) 3.6% 注 2(6.1%) (業務経費) 39.5%			
達成度	—	—	(一般管理費) 383.3% (業務経費) 4,390.0%	(一般管理費) 208.3% (業務経費) 2,105.0%	(一般管理費) 40.0% 注 2(67.8%) (業務経費) 1,316.7%			—

(注 1) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

(注 2) 顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費を除いた実績値、削減率及び達成度である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 経費の節減	2 経費の節減	2 経費の節減	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>① 中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。</li> <li>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 一般管理費については、平成27年度決算に係る会計監査業務の契約に際し、複数年度契約に伴う監査業務の効率化を加味した契約とすることで監査経費を削減したこと、また、ALM分析システム（福祉医療貸付事業）に係る運用保守経費について、委託先業者が行っていた事務の一部を機構職員が行うことで業者の作業工数を減らすことにより経費を削減するなど、より一層の運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底したもの、平成27年度においては、顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費が発生したことに加え、平成26年度からの消費税増税の影響を受けたことにより、基準額（平成24年度決算額）に対して▲3.6%の削減に止まったが、それらの特殊要因を除くと経費の節減率は▲8.7%となり、本中期目標期間の最終年度（平成29年度）における目標達成に向け、順調に推移している。</p> <p>業務経費については、業務・システム最適化計画に基づくWAM NET事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入すること等により運用保守経費を大幅に改善できることに加え、平成27年度においてはWAM NET事業におけるニュースの提供業務において、一般競争入札の実施等により経費を削減するなど、契約更新時において、経費削減の観点から契約内容を再度見直したことにより、基準額に対して▲39.5%となり、こちらも中期目標の達成に向けて順調に推移している。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般管理費については、平成27年度決算に係る会計監査業務の契約に際し、複数年度契約に伴う監査業務の効率化を加味した契約とすることで監査経費を削減したこと、また、ALM分析システム（福祉医療貸付事業）に係る運用保守経費について、委託先業者が行っていた事務の一部を機構職員が行うことで業者の作業工数を減らすことにより経費を削減するなど、より一層の運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底したもの、平成27年度においては、顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費が発生したことにより、基準額（平成24年度決算額）に対して▲3.6%の削減に止まったが、それらの特殊要因を</li> </ul>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般管理費等の節減については、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年度決算に係る会計監査業務の契約に際し複数年度契約に伴う監査業務の効率化を加味した契約とすることで監査経費を削減したこと</li> <li>・ ALM分析システムに係る運用保守経費について、委託先業者が行っていた事務の一部を機構職員が行うことで業者の作業工数を減らすことにより経費を削減するなど、より一層の運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底したもの、平成27年度は、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費が発生したこと</li> <li>・ 平成26年度からの消費税増税の影響を受けたことにより、基準額（平成24年度決算額）に対して▲3.6%の削減率となった。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

				<p>手数料の引下げ交渉を実施した結果、平成 28 年 4 月分から都市銀行で 1 件あたり 20 円、地方銀行で 1 件あたり 50 円の引下げについて合意し、手数料の 20% (平成 27 年度換算で約 350 万円) を削減できることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、抵当権移転登記に係る司法書士への報酬額について、平成 27 年 4 月請求分より半額に引き下げたことにより、年間▲約 3,075 万円削減した。</li> </ul> <p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しが行われたことに伴い、平成 27 年 7 月に「調達等合理化計画」を新たに策定し、機構ホームページで公表した。</p> <p>なお、上記総務大臣決定に基づき、平成 27 年 11 月 9 日に厚生労働大臣から中期目標の変更指示があったことから、平成 28 年 2 月 4 日に中期計画の変更を実施した。</p> <p>調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施した結果、平成 27 年度の調達状況は、次表のとおりとなった。</p>	<p>除くと経費の節減率は▲8.7%となり、本中期目標期間の最終年度(平成 29 年度)における目標達成に向か、順調に推移している。</p> <p>業務経費については、業務・システム最適化計画に基づく WAMNET 事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入すること等により運用保守経費を大幅に改善できたことに加え、平成 27 年度においては WAMNET 事業におけるニュースの提供業務において、一般競争入札の実施等により経費を削減するなど、契約更新時ににおいて、経費削減の観点から契約内容を再度見直したことにより、基準額に対して▲39.5%となり、こちらも中期目標の達成に向けて順調に推移している。</p> <p>○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組みを着実に実施すること。</p> <p>○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組みを着実に実施すること。</p>																																																																																				
(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	○ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組みを着実に実施しているか。	<p>表1 調達の全体像 (単位: 件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成26年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(83.9%) 52</td> <td>(86.9%) 26.0</td> <td>(87.7%) 50</td> <td>(82.6%) 12.4</td> <td>(△3.8%) △2</td> <td>(△52.5%) △13.7</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(4.8%) 3</td> <td>(0.3%) 0.1</td> <td>(1.8%) 1</td> <td>(2.2%) 0.3</td> <td>(△66.7%) △2</td> <td>(244.4%) 0.2</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約 (小計)</td> <td>(88.7%) 55</td> <td>(87.2%) 26.1</td> <td>(89.5%) 51</td> <td>(84.8%) 12.7</td> <td>(△7.3%) △4</td> <td>(△51.4%) △13.4</td> </tr> <tr> <td>競争性のない 随意契約</td> <td>(11.3%) 7</td> <td>(12.8%) 3.9</td> <td>(10.5%) 6</td> <td>(15.2%) 2.3</td> <td>(△14.3%) △1</td> <td>(△41.0%) △1.6</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(100%) 62</td> <td>(100%) 30.0</td> <td>(100%) 57</td> <td>(100%) 15.0</td> <td>(△8.1%) △5</td> <td>(△50.0%) △15.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <p>(注2) 比較増△減の ( ) 書きは、平成27年度の対平成26年度伸率である。</p>	区分	平成26年度		平成27年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(83.9%) 52	(86.9%) 26.0	(87.7%) 50	(82.6%) 12.4	(△3.8%) △2	(△52.5%) △13.7	企画競争・公募	(4.8%) 3	(0.3%) 0.1	(1.8%) 1	(2.2%) 0.3	(△66.7%) △2	(244.4%) 0.2	競争性のある契約 (小計)	(88.7%) 55	(87.2%) 26.1	(89.5%) 51	(84.8%) 12.7	(△7.3%) △4	(△51.4%) △13.4	競争性のない 随意契約	(11.3%) 7	(12.8%) 3.9	(10.5%) 6	(15.2%) 2.3	(△14.3%) △1	(△41.0%) △1.6	合 計	(100%) 62	(100%) 30.0	(100%) 57	(100%) 15.0	(△8.1%) △5	(△50.0%) △15.0	<p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しが行われたことに伴い、平成 27 年 7 月に「調達等合理化計画」を新たに策定し、機構ホームページで公表した。</p> <p>なお、上記総務大臣決定に基づき、平成 27 年 11 月 9 日に厚生労働大臣から中期目標の変更指示があったことから、平成 28 年 2 月 4 日に中期計画の変更を実施した。</p> <p>調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施した結果、平成 27 年度の調達状況は、次表のとおりとなった。</p>	<p>表2 一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成 26 年度</th> <th colspan="2">平成 27 年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 者以上</td> <td>42 件数</td> <td>(76.4%) 3.2 金額</td> <td>39 件数</td> <td>(76.5%) 3.5 金額</td> <td>△3 件数</td> <td>(△7.1%) 0.3 金額</td> </tr> <tr> <td>1 者以下</td> <td>13 件数</td> <td>(23.6%) 22.9 金額</td> <td>12 件数</td> <td>(23.5%) 9.2 金額</td> <td>△1 件数</td> <td>(△7.7%) △13.7 金額</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>55 件数</td> <td>(100.0%) 26.1 金額</td> <td>51 件数</td> <td>(100.0%) 12.7 金額</td> <td>△4 件数</td> <td>(△7.3%) △13.4 金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <p>(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。</p> <p>(注3) 比較増△減の ( ) 書きは、平成 27 年度の対平成 26 年度伸率である。</p>	区分	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	2 者以上	42 件数	(76.4%) 3.2 金額	39 件数	(76.5%) 3.5 金額	△3 件数	(△7.1%) 0.3 金額	1 者以下	13 件数	(23.6%) 22.9 金額	12 件数	(23.5%) 9.2 金額	△1 件数	(△7.7%) △13.7 金額	合 計	55 件数	(100.0%) 26.1 金額	51 件数	(100.0%) 12.7 金額	△4 件数	(△7.3%) △13.4 金額	<p>○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目について重点的な取組みを行った。</p> <p>a 競争性のない随意契約に対する取組み</p>
区分	平成26年度		平成27年度			比較増△減																																																																																			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																																			
競争入札等	(83.9%) 52	(86.9%) 26.0	(87.7%) 50	(82.6%) 12.4	(△3.8%) △2	(△52.5%) △13.7																																																																																			
企画競争・公募	(4.8%) 3	(0.3%) 0.1	(1.8%) 1	(2.2%) 0.3	(△66.7%) △2	(244.4%) 0.2																																																																																			
競争性のある契約 (小計)	(88.7%) 55	(87.2%) 26.1	(89.5%) 51	(84.8%) 12.7	(△7.3%) △4	(△51.4%) △13.4																																																																																			
競争性のない 随意契約	(11.3%) 7	(12.8%) 3.9	(10.5%) 6	(15.2%) 2.3	(△14.3%) △1	(△41.0%) △1.6																																																																																			
合 計	(100%) 62	(100%) 30.0	(100%) 57	(100%) 15.0	(△8.1%) △5	(△50.0%) △15.0																																																																																			
区分	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減																																																																																				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																																			
2 者以上	42 件数	(76.4%) 3.2 金額	39 件数	(76.5%) 3.5 金額	△3 件数	(△7.1%) 0.3 金額																																																																																			
1 者以下	13 件数	(23.6%) 22.9 金額	12 件数	(23.5%) 9.2 金額	△1 件数	(△7.7%) △13.7 金額																																																																																			
合 計	55 件数	(100.0%) 26.1 金額	51 件数	(100.0%) 12.7 金額	△4 件数	(△7.3%) △13.4 金額																																																																																			
② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行	② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行	② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行																																																																																							

<p>う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p>	<p>う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p>	<p>う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p>	<p>会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。</p> <p>なお、調達等合理化推進委員会（経理担当役員及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、第三者による監視強化の観点から、監事及び監査室長をオブザーバーとする審査機関（平成27年7月までは契約審査会））において、競争性のない随意契約の事前点検を行った。（実績：8件、調達等合理化推進委員会の設置前において、競争性のない随意契約の事前点検を行っていた契約審査会による点検件数を含む。）</p> <p>b 一者応札・応募に対する取組み</p> <p>機構ホームページにおいて公表済みである「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること（国における「予算決算及び会計令」等においては10日間）</li> <li>・ 資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を設定しないこと 等</li> </ul> <p>上記の取組みのほか、応札者等の拡大を図るため、平成27年度においては新たに次の取組みを実施した結果、前回一者応札となった15件のうち、9件について複数応札となつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう、当年度に調達を予定する案件について平成27年8月に機構ホームページで公表するとともに、一者応札につながるおそれのある案件の追加に合わせて速やかに2回の更新を行った。</li> </ul> <p>また、前回一者応札となった案件（15件）については、ホームページでの事前公表に合わせ、入札への参加が期待される事業者に対して案内を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年度に一者応札となった案件12件について、入札への参加を辞退した事業者に対し、アンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、調達スケジュールの設定等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。</li> </ul> <p>c 総合評価落札方式の効果的な活用</p> <p>技術的要素の評価を行うことが重要であった「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（仮称）設計・開発業務」（1件）の調達は総合評価落札方式により実施し、多額の資金を投資する案件における品質の確保を図った。</p> <p>d 障害者優先調達推進法への取組み等</p> <p>「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を5件1,107千円行い、当該方針において「前年度実績（4件816千円）を上回る」としていた目標を達成した。また、前年度までの発注品目は「印刷」のみであったが、平成27年度は印刷に加え、「事務用品の購入」及び「梱包・発送」に対象品目を拡大した。</p> <p>○ 調達に関するガバナンスの徹底を図るため、以下の取組みを行った。</p> <p>a 随意契約に関する内部統制</p> <p>新たな競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に調達等合理化推進委員会に諮り会計規程等との整合性等の点検を受けることとし、対象となる「高度情報セキュリティ対応のためのオンラインネットワーク環境構築事業」（1件）について事前点検を受けた。</p>	<p>調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。</p> <p>○ 給与水準については、その適正化に向けて、組織のスリム化、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員に対する給与体系の見直し等による人件費の削減を実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は100.9ポイントとなり、さらに、職員宿舎廃止に伴う住居手当増加影響を控除すると100.3ポイントになると見込まれ、昨年度と同水準を維持している。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進し競争性のない随意契約額を▲1.6億円、一者応札額を▲13.7億円としている。</p> <p>○ 福祉医療機構の給与水準については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の国を上回る引下げ</li> <li>・ 国の地域手当に相当する特別都市手当について、国においては平成18年度に引き上げられたが、引き続き据え置いている</li> <li>・ 管理職について、参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）の対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職については副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸▲10%とする仕組み）を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化促進（平成26年度より段階的に実施し、平成28年度までに対象年齢を55歳まで引下げ）など機構独自の人件</li> </ul>
---	---	---	---	--	--

			<p>b 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省から「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成27年6月3日付厚生労働省大臣官房長)により適正な調達手続きの実施について要請を受けたことから、平成27年6月に当該文書を機構内の調達関係部署に対し周知した。</li> <li>公正取引委員会が主催する「入札談合等闇与防止行為法等研修会」に契約担当者1名を派遣した。</li> <li>外部団体が主催する「公共調達と会計検査」をテーマとした研修に契約担当者2名を派遣した。</li> <li>平成28年2月に公正取引委員会より講師を招き、契約担当者、調達要求部門の担当者及びその他役職員の入札談合の未然防止等に必要な知識習得を図るため「発注機関向け入札談合等闇与行為防止法研修会」を開催した。(参加者:55名)</li> <li>「談合情報対応マニュアル」及び「調達に係る守秘情報の取扱要領」を整備した。</li> </ul> <p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組みの推進について(依頼)」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札(最低価格落札方式)23件、一般競争入札(総合評価落札方式)1件、企画競争3件、随意契約8件に係る以下の事項の審議を徹底した。(調達等合理化推進委員会の設置前において、一般競争入札等に係る審議を行っていた契約審査会による審議件数を含む。)</p> <p>a 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合は、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</p> <p>b 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない調達については、その理由を審査すること</p> <p>○ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、調達等合理化推進委員会にオブザーバーとして監事及び監査室長の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。</p> <p>○ 入札・契約手続きの適切性について、平成27年9月に重点監査項目として監事による監査を受けた。</p> <p>(参考)  「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等において、独立行政法人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な(又は徹底的な)チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成20年2月13日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。</p> <p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組みの推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)により、引き続き各独立行政法人に「契約監視委員会」を存置し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、理事長が定める基準(新規の競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約の事後点検を行うこととされているため、平成27年7月28日に同委員会を開催し、「平成27年度</p>		<p>費削減に向けた取組みを実施したが、平成27年度(平成28年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、100.9ポイントとなっており、国家公務員よりやや高い水準となっている。</p> <p>ただし、これは職員宿舎廃止に伴う住居手当増加が影響しているものであり、これを控除すると、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.3と見込まれ国家公務員とおおむね同水準と言える。</p> <p>○ 以上のことから、一般管理費の節減及び給与水準についてはそれぞれ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・突発事項の対応等により▲3.6%の削減にとどまった</li> <li>・職員宿舎廃止に伴う住居手当増加の影響により、国家公務員よりやや高い水準となっている</li> </ul> <p>が、業務経費は▲39.5%の額を節減し、契約の適正化についても着実に実施するなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。</p>
--	--	--	--	--	--

			<p>調達等合理化計画（案）」の事前点検を受けるとともに、平成27年2月から3月に契約を締結した競争性のない随意契約1件について事後点検を受けた。</p> <p>(注) 平成26年4月～平成27年1月分における契約事後点検については、平成26年度に実施済。</p> <p><b>[点検結果]</b></p> <p>主な意見等としては、次のとおりであった。</p> <p>a 「平成27年度調達等合理化計画（案）」について</p> <p>「調達の現状と要因の分析」については、2年間の計数増減に加え、一者応札を減少させた具体的な改善ポイントを記載すること。</p> <p>b 競争性のない随意契約について</p> <p>「随意契約」については、要件に合致することに加え、価格の適正性がどのように担保されたかが重要であり、機構内部で十分チェックすること。</p> <p><b>[委員の意見等に対する対応]</b></p> <p>同委員会における意見等に対し、次の対応を講じることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ aについて、次年度の調達等合理化計画の策定にあたっては、改善を行ったことによる効果等についても記載する。</li> <li>・ bについて、調達等合理化推進委員会において、仕様内容等をチェックするとともに、価格の決定にあたっては、契約部門において適正性を十分検証する。</li> </ul> <p>○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。</p> <p>○ 「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」（平成20年度末に策定）に基づき、平成27年度の総合評価落札方式及び企画競争は次のとおり実施した。なお、公募については実施実績がなかった。</p> <p>a 説明会の実施及び説明会から入札日または企画書提出日までの十分な日程の確保 (総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年度に総合評価落札方式により契約を締結した調達は2件であった。そのうち「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会）の対象となった1件は、公告から提案書提出期限まで54日間（原則として50日間）を確保したが、結果は1者応札であった。</li> </ul> <p>なお、残る1件は、平成26年度に複数年度に係る会計監査人候補者を選定するため実施したものであるが、会計監査人は毎年度厚生労働大臣の選任を受ける必要があることから、契約は単年度としており、平成27年度に2年目の契約を締結したものである。</p> <p>(企画競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年度に企画競争により契約を締結した調達は1件であった。調達を予定する案件をホームページで公表する対応を図ったことが要因の一つとなって、3者の応札があった。</li> </ul> <p>b 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価落札方式により契約を締結した2件及び企画競争により契約を締結した1件については、いずれも選定基準及び配点を事前に公表し、その結果については、総合評価参加者及び企画競争参加者に対して公開している。</li> </ul>	
--	--	--	--	--

			<p>c 選定委員における外部有識者割合の基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価落札方式における評価委員の選定にあたっては、外部有識者を含めることを義務付けている。</li> <li>・ 企画競争については、内部職員が評価を行っているが、この場合も、契約に係る透明性及び公平性を確保するため、選定委員の評価結果について調達等合理化推進委員会で適正性等を審議することとしている。また、選定委員の構成人数を3名以上から5名以上に見直すことで、より競争性及び透明性の確保を図っている。</li> </ul> <p>○ 契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、原則として契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、調達等合理化推進委員会において、契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、C I O補佐官（外部の第三者に委託）の出席を求め、助言を得ている。</p> <p>○ また、調達等合理化推進委員会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。</p> <p>○ さらに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、調達等合理化推進委員会において、契約案件に関して以下の事項の審議を徹底することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合は、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</li> <li>・ 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること</li> </ul> <p>○ 一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」（平成21年7月24日策定）に基づき、次のとおり改善の取組みを行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。</p> <p>（改善方策の主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告期間を原則として10営業日以上（国における「予算決算及び会計令」等においては10日（暦日）間）とすること。なお、システム保守については複数年契約することとしており、複数年による経費削減効果だけでなく、政府調達協定の対象として長期の公告期間を確保すること</li> <li>・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討したうえ、過度に業務実績等を求めるとはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと</li> </ul> <p>また、より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう、当年度に調達を予定する案件について平成27年8月に機構ホームページで公表、案件の追加に応じ2回の更新を行ったほか、入札への参加を辞退した事業者に対し、アンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、調達スケジュールの設定等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知している。</p> <p>○ 平成27年度においても、「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、調達等合理化推進委員会において、一般競争入札（最低価格落札方式）23件、一般競争入札（総合評価落札方式）1件、企画競争3件、随意契約8件に係る以下の事項の審議を徹底し</p>	
--	--	--	--	--

				<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合は、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</li> <li>・ 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること</li> </ul> <p>○ 上記①のとおり、節減することができた。</p>	
(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。	(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。	(3) 運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。	○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。		
(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に	(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に	(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に			

<p>係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとすること。</p> <p>機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとすること。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員</p>	<p>係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p>	<p>係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p> <p>機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた検証を行い、これを行った場合に、その検証結果や取組状況については公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構は在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 116.1 と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘案すると、対国家公務員指数は 100.9 となる。           <p>さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づく職員宿舎廃止に伴う住居手当増加影響を控除すると、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は 100.3 と見込まれる。</p> </li> <li>○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成 27 年度において以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに平成 28 年 6 月に公表した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 55 歳を超える職員（3 等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給について、国を上回る引下げを引き続き実施（国▲1.5%、機構▲2.0%）</li> <li>・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成 18 年度以降引上げを行い、平成 27 年度に 18.5%（東京都特別区の場合。なお、平成 30 年度に 20%となるよう引き上げを実施。）の支給割合となつたが、機構は引き続き 12%に据え置き、抑制を継続</li> <li>・ 管理職については、参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）の対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職については副参事制度（年齢到達により課長代理ポ</li> </ul> </li> </ul>
--	---	--	--

<p>の給与水準を上回っていかないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解</p>	<p>況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解</p>	<p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</li> <li>● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。</li> </ul> <p>■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。</p>	<p>ストを外れ、本俸▲10%とする仕組み）を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図った（平成26年度より段階的に実施し、平成28年度までに対象年齢を55歳まで引下げ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定の実施</li> </ul> <p>○ ラスパイレス指数の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>116.1</td> </tr> <tr> <td>地域勘案</td> <td>103.2</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>112.9</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>100.9</td> </tr> </table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。（職員の割合…東京都特別区：89.5%、大阪市：10.5%）</li> <li>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は54.7%（平成27年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は89.1%となっており、学歴構成による差があること。</li> </ul> <p>○ 給与水準の適切性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数116.1（年齢差勘案）と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は100.9となる。</li> <li>・ さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく職員宿舎廃止に伴う住居手当増加影響を控除すると、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.3と見込まれる。</li> <li>・ 国からの財政支出について 国 の財政支出額36,426百万円の内訳は、運営費交付金4,181百万円、社会福祉振興助成事業に係る助成費補助金702百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金26,240百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,303百万円である。</li> <li>・ 累積欠損額 平成27年度決算において累積欠損額は発生していない。</li> <li>・ 法人の業績評価 機構は平成26年度業務実績について、厚生労働大臣の評価において16項目中8項目A（中期目標を上回っている）評価を受けている。</li> <li>・ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 平成27事業年度決算における支出総額194,024百万円に対し給与、報酬等支給総額2,066百万円であり、その割合は1.1%程度である。</li> <li>・ 管理職の割合</li> </ul>	対国家公務員	116.1	地域勘案	103.2	学歴勘案	112.9	地域・学歴勘案	100.9	
対国家公務員	116.1											
地域勘案	103.2											
学歴勘案	112.9											
地域・学歴勘案	100.9											

	の得られる ものとなっ ているか。		<p>機構職員（事務・技術）の管理職の割合は 20.0% となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学卒以上の高学歴者の割合</li> </ul> <p>機構職員（事務・技術）の大卒以上の割合は 89.1% となっている。</p> <p>○ 平成 27 年度において実施した事項</p> <p>必要な人材の確保のための給与水準に配慮しつつ、国家公務員の取組状況を踏まえ、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>55 歳を超える職員（3 等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引下げを引き続き実施（国▲1.5%：機構▲2.0%）</li> <li>特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成 18 年度以降引上げを行い、平成 27 年度に 18.5%（東京都特別区の場合。なお、平成 30 年度に 20%となるよう引き上げを実施。）の支給割合となったが、機構は引き続き 12%に据え置き、抑制を継続</li> <li>管理職については、参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）の対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職については副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸▲10%とする仕組み）を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図った（平成 26 年度より段階的に実施し、平成 28 年度までに対象年齢を 55 歳まで引下げ）。</li> <li>平成 27 年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定の実施</li> </ul> <p>○ 法定福利費 419,201 千円（役職員一人当たり 1,435,621 円）</p> <p>○ 法定期外福利費 26,525 千円（役職員一人当たり 90,841 円） (主な法定外福利費の内容)       <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅関連費用（宿舎の維持管理費等）</li> <li>労働安全衛生法に基づく健康診断費用</li> </ul>       (レクリエーションへの支出状況)        レクリエーション経費は支出していない。     </p> <p>○ 機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。</p>	
--	-------------------------	--	---	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3－1	財務内容の改善に関する事項							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。  ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。  第5 短期借入金の限度額 1 限度額 1 1 7 , 4 0 0 百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金	<主要な業務実績>  ○ 平成27年度においては、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において46,156千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において6,404千円と、いずれも予算額を上回る収入を確保することができた。 ○ 福祉医療機構債券の発行については、IR(投資家向けの広報活動)を積極的に実施(延べ33件)したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 ○ 保有資産の見直しについては、国庫納付に向け国と協議を行いつつ、売却手続きを着実に実施した。 なお、引き渡しが完了した用賀宿舎及び玉川宿舎については、売却収入の国庫納付を行った。 一般競争入札を実施し、落札した東久留米宿舎、上大岡宿舎及び宝塚宿舎については、不動産売買契約を締結した。 その他の宿舎については、平成28年度の一般競争入札の実施に向けて、土地確定測量業務を実施した。  <課題と対応> 特になし。	<評定と根拠> 評定：B ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において46,156千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において6,404千円と、いずれも予算額を上回る収入を確保することができた。 ○ 福祉医療機構債券の発行については、IR(投資家向けの広報活動)を積極的に実施(延べ33件)したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 ○ 保有資産の見直しについては、国庫納付に向け国と協議を行いつつ、売却手続きを着実に実施した。 なお、引き渡しが完了した用賀宿舎及び玉川宿舎については、売却収入の国庫納付を行った。 一般競争入札を実施し、落札した東久留米宿舎、上大岡宿舎及び宝塚宿舎については、不動産売買契約を締結した。 その他の宿舎については、平成28年度の一般競争入札の実施に向けて、土地確定測量業務を実施した。  <課題と対応> 特になし。	評定 B <評定に至った理由> ○ 平成27年度は、一般勘定において、当期損失を計上しているところであるが東日本大震災に係る復旧・復興のための優遇措置等に伴う逆ザヤの発生等によるものであり、政府としては、東日本大震災の復旧・復興に係る復旧・復興のための優遇融資を支援するため、機構の財政基盤強化を目的とした政府出資金を平成23年度に交付しており、問題はない。 ○ 運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、安定的に自己収入を確保していることは高く評価できる。 ○ 財投機関債の発行については、適切な発行条件による円滑な資金調達を行えるよう、IR(投資家向けの広報活動)を積極的に実施(個別訪問件数は延べ33件)し、投資家から機構の事業や財政基盤についてより深い理解を得るよう努力している。 ○ 保有資産の見直しについては ・引き渡しが完了した用賀宿舎及び玉川宿舎については売却収入の国庫納付を実施 ・一般競争入札を実施し、落札した東久留米宿舎、上大岡宿舎及び宝塚宿舎については、不動産売買契約を締結 ・その他の宿舎については、平成28年度の一般競争入札の実施に向けて、土地確定測量業務を実施しておあり、国庫納付に向けて適切に実施していると認められる。	
第5 短期借入金の限度額 1 限度額 1 1 7 , 4 0 0 百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 1 1 7 , 4 0 0 百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金						

					○ 以上のことから、所期の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。
3 不要資産の国庫納付	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画  将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。	の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。  (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。  (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。  (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。  (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。  (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。  (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。  (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。  (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	中期計画に定めた計画に基づき、平成27年度以降に国庫納付する宿舎について、土地境界確定測量、不動産鑑定評価	○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。  ○ 平成27年3月に売却のため的一般競争入札を行った用賀宿舎及び玉川宿舎については、不動産売買契約を締結し、平成27年4月までに両宿舎とも落札者に引き渡しを完了した。なお、売却収入については、売却に要した費用を控除した3.6億円を平

	<p>井市、戸建2戸)、玉川宿舎(東京都世田谷区、戸建2戸)、日野宿舎(東京都日野市、戸建5戸)、用賀宿舎(東京都世田谷区、集合住宅1棟)、上大岡宿舎(横浜市港南区、集合住宅1棟)、宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、集合住宅1棟)、千里山宿舎(大阪府吹田市、集合住宅1棟)、高槻宿舎(大阪府高槻市、集合住宅1棟)について、平成25年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。</li> </ul> <p><b>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし</p> <p><b>第8 剰余金の使途</b></p>	<p>等、売却手続きを進め、売却が完了次第、順次金銭納付を行う。</p> <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。</p> <p><b>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし</p> <p><b>第8 剰余金の使途</b></p>	<p>成27年10月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東久留米宿舎及び上大岡宿舎については、平成28年1月に一般競争入札を実施し、落札され、平成28年2月に不動産売買契約を締結し、平成28年3月までに落札者に引き渡しを完了した。</li> <li>○ 日野宿舎及び宝塚宿舎については、平成28年3月に一般競争入札を行った結果、日野宿舎は不落となったが、宝塚宿舎は落札したことから、平成28年3月に不動産売買契約を締結し、平成28年5月までに落札者に引き渡しを完了した。</li> <li>○ 小金井宿舎、千里山宿舎及び高槻宿舎については、中期計画に定められた不要財産の国庫納付に向け、最小限の管理(近隣の居住環境に影響を与えない程度の植栽の剪定、不法侵入防止等)を行いながら、土地確定測量業務(民々、官民の境界確定)を引き続き実施した。</li> <li>○ 事業の廃止等に伴い不要となる財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。なお、機構の主な財産である職員宿舎については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)に基づき国庫納付またはその手続きを行っている。</li> </ul> <p>《国庫納付の状況(平成27年度末現在)》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫納付済 3件</li> <li>・手続き中 5件</li> <li>・未了 9件</li> </ul>	
--	---	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全勘定に共通する事項</li> <li>　　業務改善にかかる支出のための原資</li> <li>　　職員の資質向上のための研修等の財源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全勘定に共通する事項</li> <li>　　業務改善にかかる支出のための原資</li> <li>　　職員の資質向上のための研修等の財源</li> </ul>	<p><b>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。</b> (具体的取組)</p> <p>1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p><b>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となつて</b></p>	<p><b>1 決算の状況</b> 平成 27 年度決算においては、一般勘定において当期総損失を計上したところである。 なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <p><b>2 各勘定における利益の発生要因等</b> [一般勘定] 724 百万円の当期総損失が発生。 これは、以下の要因によるものである。            ① 東日本大震災に係る災害復旧・復興資金について、無利子貸付等の優遇措置を講じたことに伴い、利差（逆ざや）等が発生したことによるもの（▲694 百万円）            ② 東日本大震災で被災した既往貸付先に対し、二重債務問題等の対応として「返済猶予」や「貸付条件変更」などの措置を講じたことに伴い発生した利差（逆ざや）等によるもの（▲192 百万円）            ③ その他（自己財源で取得した固定資産の減価償却費、雑損及び調整スルード収入等）（162 百万円） [共済勘定] 事業費等の適正な執行等により収支相償となっている。 [保険勘定] 111 百万円の当期総利益が発生。 これは、以下の要因によるものである。</p>	
--	---	---	--	---	--

		<p>いないかについて評価が行われているか。</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。</p>	<p>① 年金受給者の平均年齢の上昇等に伴い、年金債務（年金の現価相当額）が減少したこと等から、心身障害者扶養保険責任準備金が減少している。（+1,251 百万円）</p> <p>② 保険金収入が減少したことや、厳しい市場環境の中で心身障害者扶養保険資金の運用利回りが 1.26% となったこと等に伴い、収入（保険金収入及び運用収入）が支出（給付金）を下回っている。（▲1,140 百万円）</p> <p>[年金担保貸付勘定]</p> <p>33 百万円の当期総利益が発生。これは、貸倒引当金戻入益の計上等によるものである。</p> <p>なお、年金担保貸付勘定においては、中期目標期間中において損益が均衡するよう貸付金利を設定しており、当該当期総利益（積立金）についても翌年度以降の貸付業務の財源として取り崩す予定である。</p> <p>[労災年金担保貸付勘定]</p> <p>1 百万円の当期総利益が発生。これは、貸倒引当金戻入益の計上等によるものである。</p> <p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>29,911 百万円の当期総利益が発生。これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益は通則法第 44 条第 1 項の規定により積立金として整理されたのち、独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとなっているため目的積立金として申請していない。</p> <p>3 繰越欠損金の状況</p> <p>平成 27 年度決算においては、一般勘定及び保険勘定において繰越欠損金を計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般勘定・・・▲4,144 百万円</li> </ul> <p>一般勘定（福祉医療貸付事業）については、東日本大震災からの復旧・復興に係る</p>	
--	--	---	--	--

			<p>福祉医療貸付の優遇措置を行ったことにより、繰越欠損金が生じている。なお、当該繰越欠損金については、平成 23 年度補正予算において東日本大震災への対応として措置された政府出資金（142 億円）にて財務基盤の強化が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険勘定・・・▲2,816 百万円</li> </ul> <p>保険勘定（心身障害者扶養保険事業）については、平成 20 年 4 月に制度改革を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から厚生労働大臣が指示する運用利回り（2.8%）を確保できなかつたことや、年金受給者の増加及び保険金収入の減少により、平成 27 年度末時点において繰越欠損金が解消できていない状況である。なお、平成 27 年度末における繰越欠損金については約 28 億円となり、前年度に比べ約 1 億円減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</li> <li>■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。</li> <li>■ 貸付金、未収金等</li> </ul>	
--	--	--	---	--

			<p>の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。</li> <li>■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。</li> </ul>	<p>担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。</li> <li>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等はない。</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4－1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B  ○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的に開催し、理事長からの「平成27年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、全役員による「平成27年度重点目標の指示」、「平成26年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断するとともに、役員連絡会を定期的に開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。  ○ 業務運営体制の整備については、ガバナンス態勢の更なる高度化等を図るために組織見直し、また、国等の政策の実現、顧客サービス向上の観点から、福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するための組織見直しを平成28年4月から実施することを決定し、更なる効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図った。  ○ 情報システム室と各部が連携し、WAM NET基盤を活用して機構と各事業に係る関係機関との連絡用掲示板を設置し、各種事務手続きの円滑化を支援したほか、平成27年度介護報酬改定に伴う特別養護老人ホームの対応状況を確認するため、顧客業務部、経営サポートセンター及び情報システム室が連携してWAM NET基盤を活用したアンケートを実施するなど、業務間で連携した取組みを実施した。  ○ 東日本大震災への対応については、引き続き各事業の連携のもと適切に対応し、機構の総合力や専門性を活かしつつ被災地の復興を支援するとともに、災害救助法が適用された災害に対しては、貸付関係部が連携し、当該地域における全貸付先について被害状況のフォローアップを実施したうえで、被災施設の	評定 B	<評定に至った理由> ○ トップマネジメント機能を補佐するために、理事長が主宰する経営企画会議を21回開催し、理事長からの「平成27年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、全役員による平成27年度重点目標の指示、平成26年度業務実績評価の検証等を実施したほか、役員連絡会を定期的に開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図ることにより、理事長の意向が組織運営に反映される環境整備を推進している。  ○ 業務運営体制については、平成27年度より、国が地域包括ケアシステムの実現に向け介護と医療の連携を推進する中で、福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等について融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備する等国の福祉政策の動向を踏まえた対応を行うとともに、平成28年度から  ・ガバナンス態勢の更なる高度化等を図るため、業務管理課に集中していた各リスクの管理態勢を適切に分散できるよう、企画室を再編して「企画管理部」を創設し、業務管理課を「リスク管理課」に改称して移管するとともに、総務企画部を「総務部」に改称  ・国等の政策の実現、顧客サービス向上の観点から、地域課題の解決を目指すソーシャルビジネス（社会的事業）の担い手としてますます重要な役割を果たすことが期待されている福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療貸付部と助成
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制を継続的に見直していくか。	<評価の視点>				

	<p>を行う。</p> <p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p> <p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>		<p>国等の政策の実現、顧客サービス向上の観点から、地域課題の解決を目指すソーシャルビジネス（社会的事業）の担い手としてますます重要な役割を果たすことが期待されている福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編し、福祉医療貸付部に「NPOリソースセンター」を創設</p> <p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ効果的に対応しているか。</p> <p>○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p>	<p>復旧・復興を円滑かつ迅速に推進するために必要な資金の融資や優遇措置を実施するなど、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図った。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を月2回開催し、理事長からの「平成27年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、全役員による「平成27年度重点目標の指示」、「平成26年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ効率的に経営判断を行った。</li> <li>○ 役員連絡会を原則として毎週開催し、情報セキュリティ対応などの機構内における重要情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。</li> <li>○ 東日本大震災への対応については、引き続き、各事業の連携のもと適切に対応し、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、被災地の復興を支援するとともに、災害救助法の適用となった平成27年9月の台風18号による大雨被害に対しては、貸付関係部が連携し、当該地域における全貸付先（716件）について被害状況のフォローアップを実施したうえ、被災施設の復旧・復興を円滑かつ迅速に推進するために必要な資金の融資や優遇措置を実施するなど、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図った。</li> <li>○ 社会福祉法人の経営の高度化に向けた支援については、福祉医療貸付部、顧客業務部及び経営サポートセンターが連携し、経</li> </ul>	<p>事業部を統合・再編し、福祉医療貸付部に「NPOリソースセンター」を創設することとする等の組織見直しを決定したように、業務の効率化等を常に意識していると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、情報システム室と各部が連携し、WAM NET基盤を活用して機構と各事業に係る関係機関との連絡用掲示板を設置し、各種事務手続きの円滑化を支援したほか、平成27年度介護報酬改定に伴う特別養護老人ホームの対応状況を確認するため、顧客業務部、経営サポートセンター及び情報システム室が連携してWAM NET基盤を活用したアンケートを実施するなど、業務間の連携の強化に努めている。</li> <li>○ 以上のことから、所期の目標を達成していると評価できることから「B」評価とする。</li> </ul>
--	--	--	--	--	---

				<p>當が悪化あるいは悪化が懸念される社会福祉法人からの相談に迅速に対応することができる態勢を整備するとともに、当該法人の経営状況に即した適切な対応を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ WAM NET 基盤を活用して、各事業に係る連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、機構内の各担当部署と外部団体等との各種事務手続きの円滑化を支援した。</li> <li>○ 平成 27 年度介護報酬改定に伴う特別養護老人ホームの対応状況について確認するため、顧客業務部、経営サポートセンター及び情報システム室が連携し、WAM NET 基盤を活用して、アンケートを実施し、分析結果を機構ホームページにおいて公表した。</li> <li>○ 経営サポートセンター及び情報システム室が連携し、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人の動向調査をWAM NET 基盤を活用して実施した。</li> </ul> <p>■ 法人の業務改善のための具体的なインシアティブを把握・分析し、評価しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構に対するお客さまのニーズを把握して業務改善を図る取組み、または、職員の積極的な貢献を促すための取組みを次とおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 経営理念、中期計画に基づく年度計画に沿って理事長が策定した経営方針に基づき、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を設定した。</li> <li>イ 各部における重点目標に基づき、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの重点目標及び個人目標の進行管理については、品質マネジメントシステム及び人事評価制度に基づき適切に実施した。</li> <li>ウ 人事評価結果に基づく処遇への反映にあたっては、給与においても人事評価結果による格差を設け、成果をあげた職員の能力や実績の評価を明確にすることにより、職員が高い士気を持って職務に励</li> </ul> </li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

				<p>むことが可能となった。</p> <p>エ 各業務の特性に応じて、より専門性の高い職員の育成を目指すため、担当業務に必要な知識・技術の習得等を目的として各種研修を実施した。</p> <p>オ 理事長自らが今年度に昇格した職員及び新任の幹部職員との面談を実施し、今後の課題等の認識共有を図った。</p> <p>カ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、職員からの意見提案箱制度の運用を行った。</p> <p>キ 平成 27 年度経営方針において、「各業務において業務手順の見直し等業務の簡素化・効率化の検証を行い、業務の省力化について不斷の努力を行うこと」及び「各部門が創意工夫のある取組みを積極的に実施すること」を掲げ、各部署にその実施を促すことにより、業務の効率化等が図られた。</p> <p>ク 各事業において、アンケート調査等を通じて顧客満足度調査を実施し、国民のニーズの把握に努めるとともに、調査結果に基づき業務の継続的な改善を図った。</p> <p>ケ 平成 27 年度内部監査計画により、リスクベースで設定した各部署に対する監査項目に基づき内部監査（書面監査、ヒアリング調査）を実施し、監査結果に基づく報告書を発行するとともに、検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップすることにより、業務改善の推進及びリスクの抑制を図った。</p>	
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4—2	業務管理（リスク管理）の充実							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
訓練メール添付ファイル開封者の比率	—	—	—	88.7%	97.6%			
達成度（増加率）	—	—	—	—	110.0%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
2 業務管理（リスク管理）の充実	2 業務管理（リスク管理）の充実	2 業務管理（リスク管理）の充実	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定：B	<評定に至った理由>
効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。 なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすること。	(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢等の充実を図り、ガバナンスの更なる高度化やALM（資産負債管理）システムの活用等により金利リスクを管理することで、機構が被るリスクの抑制に努める。 なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が	なし  なし  (1) 新たなガバナンス態勢の運用を通じて洗い出されたリスク管理機能に係る課題を検証するとともに、引き続き、ガバナンス態勢等の充実・強化を図るために、リスクごとの適切な管理及びモニタリングを実施するほか、内部統制強化に資する内部監査機能の強化を図るなど、更なる高度化を推進する。また、顧客保護及び情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。 なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が	なし  なし  <評価の視点> ○ 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、ガバナンスの更なる高度化を図っているか。	○ 定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行うとともに、平成27年度リスク対応計画に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえた平成28年度リスク対応計画の策定を行い、金融検査マニュアルの各項目に対する当機構の対応状況の乖離（ずれ）を確認し、課題を認識するとともに、洗い出された課題についてPDCAサイクルを通じた分析・評価、改善活動を行った。 ○ 平成27年度コンプライアンス・プログラムに基づき役職員向けにe-ラーニング研修を実施（2回）し、機構内コンプライアンスの周知徹底を図るとともに、研修時に実施したアンケートに基づき機構内のコンプライアンス態勢の現状分析を行い、平成28年度コンプライアンス・プログラムの策定を行った。 ○ 業務継続計画に基づく安否確認訓練及び災害時想定訓練を実施し、役職員の業務継続計画に対する認知度及び防災意識等の向上を図るとともに、災害時対応に係る課題の洗い出し及び検証を通じて優先復旧業務に係る目標復旧時間の見直し等、業務継続計画の見直しを行った。 ○ 災害時における情報システム復旧計画に基づく災害時を想定した初動訓練に加え、業務継続計画を踏まえシステム復旧目標の事前検証を行うとともに、新たに支店災害用ホストコンピュータへの切り替え訓練を行うなど、現実的な想定に依拠した訓練を実施した。 ○ 各部署共通及び業務特性に応じた固有の	評定：A ○ ガバナンスの更なる高度化を図るために、定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行うとともに、平成27年度リスク対応計画に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえた平成28年度リスク対応計画の策定を行い、金融検査マニュアルの各項目に対する当機構の対応状況の乖離（ずれ）を確認し、課題を認識するとともに、洗い出された課題についてPDCAサイクルを通じた分析・評価、改善活動を行った。 ○ 情報セキュリティ対策については、平成27年6月1日に判明した特殊法人における大量個人情報の流出を契機として、情報セキュリティ対策として、判明日翌日に標的型攻撃メールに対する対応方法について情報セキュリティ管理者より全役職員に指示を行ったほか、年金担保貸付事業に係る個人情報を含むデータをインターネットと分離したオフライン環境へ直ちに移行するなど、迅速な対応を行っている。 ○ さらには、技術的対策として、機構のネットワーク環境をインターネットに接続する環境（オープンセグメント）と個人情報等を保存する当機構内に閉じた環境（クローズセグメント）に分離し、ネットワークの二重化を行ったうえで、オープンセグメントとクローズセグメントのそれぞれの端末を全職員に支給することで、約200万件に上る多くの個人情報を管理する上でセキュリティに万全を期すとともに、日本全国の事業者を対象に事業を効率的に行えるよう措置した。それに加えて、外部電磁的記録媒体（例：USBメモリ）の使用を禁止することで、外部電磁的記録媒体の紛失による情報漏	評定 B  <評定に至った理由> ○ 定期的又は臨時にガバナンス委員会を開催し、機構におけるリスク管理上のモニタリング等を行うとともに、法令等の遵守に関する規程等の各種ガバナンス規程の見直し、各部署の業務特性に応じた固有のリスクを抽出・評価したうえで、リスクベース・アプローチに基づく内部監査を実施するなど、機構におけるガバナンス態勢の高度化を図っていることが認められる。 ○ 情報セキュリティ対策については、平成27年6月1日に判明した特殊法人における大量個人情報の流出を契機として、情報セキュリティ対策として、判明日翌日に標的型攻撃メールに対する対応方法について情報セキュリティ管理者より全役職員に指示を行ったほか、年金担保貸付事業に係る個人情報を含むデータをインターネットと分離したオフライン環境へ直ちに移行するなど、迅速な対応を行っている。 ○ さらには、技術的対策として、機構のネットワーク環境をインターネットに接続する環境（オープンセグメント）と個人情報等を保存する当機構内に閉じた環境（クローズセグメント）に分離し、ネットワークの二重化を行ったうえで、オープンセグメントとクローズセグメントのそれぞれの端末を全職員に支給することで、約200万件に上る多くの個人情報を管理する上でセキュリティに万全を期すとともに、日本全国の事業者を対象に事業を効率的に行えるよう措置した。それに加えて、外部電磁的記録媒体（例：USBメモリ）の使用を禁止することで、外部電磁的記録媒体の紛失による情報漏	

<p>また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A LMシステムを適切に活用するなど、金利リスクの抑制に努めているか。</li> <li>○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。</li> </ul>	<p>リスクを抽出し評価したうえで、監査項目を選定し、リスクベース・アプローチに基づく内部監査を効果的に実施するとともに、組織及び社会におけるリスク管理の動向や平成 27 年度内部監査の結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・評価し、平成 28 年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○ 市場リスク及び流動性リスクの管理にあたり、A LM の手法によるマチャリティレーダー分析及びデュレーション分析等を定期的に実施した。</p> <p>○ 特殊法人における個人情報の流出を契機に、貸付事業や退職手当共済事業等において大量の個人情報等の重要な情報を保有していることを踏まえ、個人情報等の漏えいを防止するための取組みとして、インターネットと分離したオフラインネットワークを構築し、個人情報等を取り扱う環境をオフライン環境に限定したうえで、オフライン及びオンラインネットワークそれぞれに専用端末を設置（ネットワークの二重化）するとともに、ファイルの自動暗号化機能を導入するなど、個人情報等漏えい防止のため、万全のセキュリティ環境を整備した。</p> <p>○ 情報漏えいを未然に防止するため、役職員向けに標的型攻撃メール対処方法に係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（e-ラーニング研修）を実施するとともに、情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、標的型攻撃メール対処訓練を実施した結果、訓練メールの添付ファイルを開封しなかった者の比率が平成 26 年度の 88.7% から平成 27 年度には 97.6%となつた。</p> <p>○ 適正な情報セキュリティ管理体制を継続的に推進するため、情報セキュリティポリシーに係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（e-ラーニング研修）を実施するとともに、情報セキュリティ研修内容</p>	<p>トワーク環境をインターネットに接続する環境（オープンセグメント）と個人情報等を保存する当機構内に閉じた環境（クローズセグメント）に分離し、ネットワークの二重化を行い、万全のセキュリティ環境を整備したことに加え、人的対策として、役職員向けに標的型攻撃メール対処方法及び情報セキュリティポリシーに係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（e-ラーニング研修）を実施するとともに、セキュリティ研修の内容について理解状況を確認するため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化に取り組んだ結果、標的型攻撃訓練メールの添付ファイルを開封しなかった者の比率が平成 26 年度の 88.7% から平成 27 年度には 97.6% に改善され、情報セキュリティに対する役職員の意識の向上が図られた。</p> <p>○ 顧客サポート等に係る対応状況、事務リスク等に係る自課検査の実施状況及び保有顧客情報の管理状況等については、モニタリングを通じて洗い出しを行った課題等を踏まえ、関係規程等の改正を実施するとともに、各種リスクの管理を含めた品質マネジメントシステムのレビュー（点検）を実施し、機構の品質マネジメントシステムの継続性及び有効性の確認を行ったほか、内部監査の結果から検出された問題事象や平成 26 年度のシステムリスク外部監査で示された課題に対する改善活動をフォローアップするなど、業務改善の推進及び事務リスク等の抑制を図った。</p> <p>○ 業務改善活動の活性化として、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用するなど、業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図った。</p>	<p>渡の危険性の大幅な軽減が見込まれ、さらに万全のセキュリティ環境となっている。</p> <p>○ 加えて、人的対策として、役職員向けに標的型攻撃メール対処方法及び情報セキュリティポリシーに係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（e-ラーニング研修）を実施するとともに、セキュリティ研修の内容について理解状況を確認するため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化に取り組んだ結果、標的型攻撃訓練メールの添付ファイルを開封しなかった者の比率が平成 26 年度の 88.7% から平成 27 年度には 97.6% に改善された。100%に近い数字を達成しており、情報セキュリティに対する役職員の意識の向上が図られている。</p> <p>○ 平成 27 年度リスク対応計画に基づき、これまで総務企画部にリスク管理が集中していたことを踏まえ、その分散を図るとともに、ガバナンス態勢の更なる高度化等を図るため、ガバナンス委員会等で検討を重ねた結果、平成 28 年度から、総務企画部を「総務部」と「企画管理部」に再編するとともに、リスク管理課を創設することを決定し、各種リスク等への対応体制の強化を行った。</p> <p>○ 以上のことから、ガバナンスの更なる高度化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の強化等に努めており、所期の目標を達成していると評価できることから「B」と評価する。</p>
---	--	--	--	--	--

		<p>(2) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。</p>	<p>(2) 品質マネジメントシステムの継続的な運用を通じ、ガバナンス態勢とあわせ業務上の課題や顧客からのニーズ等を適切に把握のうえ、モニタリングを実施し改善措置等を講じる。</p> <p>また、リスク管理に重点化した内部監査を実施し、監査結果に基づく改善計画の進捗管理を徹底することにより、事務リスクの抑制を図る。</p> <p>さらに、業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。</li> <li>○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。</li> </ul>	<p>に係る遵守状況を確認するため、情報セキュリティに係る自己点検を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顧客サポート等に係る対応状況、事務リスク等に係る自課検査の実施状況及び保有顧客情報の管理状況等のモニタリングを通じて実態把握するとともに、課題の洗い出し及び課題解消のための関係規程等の改正を実施した。</li> <li>○ 各種リスクの管理を含めた品質マネジメントシステムのレビュー（点検）を実施し、機構の品質マネジメントシステムの継続性及び有効性の確認を行った。</li> <li>○ 内部監査（書面監査、ヒアリング調査）を実施し、監査結果に基づく報告書を発行のうえ、検出された問題事象及び前年度に検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。</li> <li>○ システムリスク管理の強化を目的として、平成 26 年度に受けたシステムリスク外部監査に係る監査報告書で示された課題について、改善活動をフォローアップした。</li> <li>○ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用した。</li> <li>○ 職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、働きやすい環境をつくることによってその能力を十分発揮できるよう、第 1 期（平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）に引き続き第 2 期（平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）においても行動計画を策定・推進した結果、平成 27 年 10 月 14 日付で厚生労働省より次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく基準適合一般事業主に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を更新した。</li> <li>○ 育児休業取得者の円滑な職場復帰支援を目的として、両立支援制度の概要や復帰時の手続き等の説明のほか、復帰後の育児と</li> </ul>	

				<p>仕事の両立等について、職場内の育児休業経験者との情報交換を行うための「育児休業取得者の職場復帰支援懇談会」を開催（2回）した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仕事と介護の両立を支援することを目的として、介護に関する手続きや休暇・休業制度の基礎知識等を習得するための介護支援研修を実施した。</li> </ul> <p>■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の有効性・効率性 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進している。</li> <li>また、平成 20 年 10 月に経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客様の目線に立ってお客様満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしている。</li> <li>「民間活動応援宣言」については、インターネット内の掲示板及び執務室内の各所に掲示し、全役職員が日々、経営理念を意識した業務運営を行うとともに、「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成 21 年 4 月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士気の向上を図っている。</li> <li>イ 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等において、「お客様目線と健全性」という 2 つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進するよう指示がなされるなど、機構においては、理事長の指揮、監督のも</li> </ul> </li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

とで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進している。

ウ 中期目標及び「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、各部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において協議したうえで、中期計画及び年度計画を策定している。

全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。

エ 中期目標及び「民間活動応援宣言」を達成するため、毎年度、経営方針を定め、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を定めている。また、それを達成すべく各課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。

なお、個人の目標にブレークダウンされた取組みについては、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。

オ 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ的確な経営判断を行うとともに、役員連絡会を開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図っている。

カ 每年度初めの経営企画会議において、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、

				<p>当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して周知すると同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。</p> <p>キ 理事長の指示に基づき、次のとおり各現業部門または管理部門の状況等を取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理もを行い、効率的な業務運営を図っている。</li> <li>・ 内部監査計画により、リスクベースで設定した各部署に対する監査項目に基づき、内部監査（書面監査、ヒアリング調査）を実施し、監査結果に基づく報告書を発行のうえ、検出された問題事象及び前年度に検出された問題事項に関する改善活動をフォローアップした。</li> </ul> <p>また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等をとりまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行っている。</p> <p>上記の取組みのとおり、理事長の指揮、監督のもとで、機構のミッション（民間活動応援宣言）を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。</p> <p>○ 財務報告等の信頼性</p> <p>会計監査人による監査、監事監査、内部監査、会計検査院による監査などにより信頼性を確保している。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>○ 法令等の遵守</p> <p>ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため整備している「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」、「独立行政法人福祉医療機構コンプライアンス・マニュアル」等について、適宜、研修等の機会を通じ役職員への周知徹底及び法令等遵守意識の定着の徹底を図っている。</p> <p>イ 個人情報保護を適切に実施する観点から「独立行政法人福祉医療機構顧客情報管理規程」及び「顧客情報保護マニュアル」について必要な見直しを図り、併せて、特定個人情報等の管理に係る関係規程等についても必要な整備及び見直しを図っている。また、ガバナンス委員会において個人情報の管理状況に係るモニタリングの報告を行うなど、個人情報保護の重要性を踏まえた対応を図っている。</p>	
--	--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4—3	人事に関する事項							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
常勤職員数（計画値）	期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の 100%以内	—	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	—
常勤職員数（実績値）	—	83.9%	86.6%	86.6%	86.6%	—	—	—
達成度	—	—	115.5%	115.5%	115.5%	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要な事項  通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要な目標は、次のとおりとする。  人事に関する事項  (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。  (2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。  1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。  (2) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  ① 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。	<主な定量的指標>  <主要な業務実績>  ① 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成27年度末の常勤職員数は259人（再雇用職員4人を含む）、期初の常勤職員数の86.6%となり、中期計画を達成した。  <その他の指標> なし  <評価の視点>	<評定と根拠>  評定：B  ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸▲10%とする仕組み）を導入するなど、組織の活性化に向けて取り組んだ。 ○ 政府が女性の活躍推進に向けた取組みを進めるなか、機構においても女性の積極登用に向けた取組みを行い、平成27年度末における女性役員登用の目標値（1名）、女性管理職割合の目標値（6.5%）をそれぞれ達成することができた。 ○ 人事評価制度については、その適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させたほか、評価スキルの向上等を目的として評価者である管理職を対象にした人事評価研修を実施した。 ○ 研修については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成・専門性の向上に資するため、国や地方公共団体が策定した平成27年度若手職員勉強会年間計画を策定のうえ勉強会を開催（9回）した。また、昨年度に引き続き、係員を対象として機関業務に必要な基礎知識を習得するための基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした研修通信教育（金融業務能力検定）を新たに実施するなど、研修内容の充実を図り、研修の充実に取り組んでいる。 ○ さらに、人員に関する指標については、平成27年度末の常勤職員数は259人（再雇用職員4人を含む。）、期初の常勤職員数（299人）の86.6%となり、中期計画（期初の常勤職員数の100%以内）を達成している。 ○ 以上のことから、所期の目標を達成していることから「B」評価とする。	<評定> 評定 B  <評定に至った理由> ○ 従来より実施している管理職の参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）について対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度を導入し、組織の活性化をはかっている。人事評価制度の適正な運用については、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。 ○ また、人材の育成については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成・専門性の向上に資するため、国や地方公共団体が策定した平成27年度若手職員勉強会年間計画を策定のうえ勉強会を開催（9回）した。また、昨年度に引き続き、係員を対象として機関業務に必要な基礎知識を習得するための基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした研修通信教育（金融業務能力検定）を新たに実施するなど、研修内容の充実を図り、研修の充実に取り組んでいる。		

<p>人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めるこ と。</p> <p>(2) 人員に係る指 標</p> <p>期末の常勤職</p>	<p>反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。</p>	<p>組を進める。</p> <p>③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。</p> <p>また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修や金融業務機能の強化のための研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。</p>	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事評価制度の適正な運用を図るため、引き続き評価結果を昇給、賞与等に反映させた。</li> <li>○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー（「交渉力向上研修」ほか）、通信教育（「企画＆プレゼンスキルアップコース」ほか）及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。（公開セミナー参加者：37名、通信教育受講者：14名）</li> <li>○ 入社から数年を経過した係員層を対象として、機構業務に必要な独立行政法人の法令や貸付契約等の基礎知識を習得するための基礎知識研修のほか、多岐にわたる機構の各事業に係る制度概要や今後の課題等を習得する業務基礎研修を実施した。</li> <li>○ 国の政策動向を踏まえた平成27年度若手職員勉強会年間計画を策定し、「生活困窮者支援」に関する勉強会を開催するなど、外部講師による計9回の勉強会を実施した。</li> <li>○ 福祉医療分野に関する専門的知識の向上を目的として、医療・福祉系大学院が主催する地域包括ケアの事業マネジメントや戦略的医療経営分析等についての学習コースを専門研修の受講メニューに追加した。</li> <li>○ 金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育（金融業務能力検定）を新たに実施した。（融資コース：11名、法務コース：1名、財務コース：3名）</li> <li>○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等への研修派遣を継続して実施した。</li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
			<p>○ 期末の常勤職員</p>	<p>○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。</p>

	<p>員数を期初の常勤職員数の 100 %以内とする。 (参考 1)</p> <p>期初の常勤職員数 299人 (参考 2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 10,187 百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>	<p>末の常勤職員数を期初の 100 %以内とする。</p>	<p>数が期初の常勤職員数の 100 %以内となっているか。</p>		
	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p>	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p>			
	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>			

			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。</li> <li><input type="radio"/> 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 国家公務員の再就職者は、役員・職員ともいない。なお、国家公務員の再就職者が就く嘱託ポストに該当するものは設置していない。</li> <li><input type="radio"/> 該当ポストなし。</li> </ul>		
--	--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)